

平成24年第1回定例会

総務民生常任委員会  
会議録 ②

期日：平成24年3月9日（金）

場所：大曲庁舎 第1委員会室



# 大仙市議会総務民生常任委員会会議録

---

日 時

平成24年3月9日（金曜日） 午前10時00分～午後3時51分

---

会 場

大仙市役所 3階 第1委員会室

---

出席委員（7人）

2番 佐藤文子	10番 富岡喜芳	15番 渡邊秀俊
16番 高橋敏英 (午後欠席)	22番 本間輝男	25番 橋村誠
30番 鎌田正		

---

欠席委員（0人）

---

説明のため出席した者

総務部長：老松 博行	市民部長：元吉 峯夫
議会事務局長：佐々木 誠治	次長兼総務課長：進藤 雅彦
会計管理者：柴田 敬史	秘書課長：伊藤 敏夫
財政課長：佐藤 芳彦	契約検査課長：久保江 信晴
税務課長：佐藤 哲男	管財課長：舩屋 博之
総合防災課長：郡山 茂樹	環境交通安全課長：平 寛二
市民課長：佐々木 恭子	国保年金課長：小野地 淳司
消費生活相談室長：西村とも子	国保診療所事務長：高貝 忠造

---

議会事務局職員出席者 参事 竹内 徳 幸

---

## 審議案件

- 第1 議案第16号 大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について
  - 第2 議案第27号 大仙市暴力団排除条例の制定について
  - 第3 議案第48号 平成23年度大仙市一般会計補正予算（第14号）
  - 第4 議案第49号 平成23年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）
  - 第5 議案第50号 平成23年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
  - 第6 議案第63号 平成24年度大仙市一般会計予算
  - 第7 議案第64号 平成24年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算
  - 第8 議案第65号 平成24年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算
  - 第9 陳情第49号 公的年金の改悪に反対する意見書提出を求めることについて
  - 第10 議案第48号 平成23年度大仙市一般会計補正予算（第14号）
  - 第11 議案第63号 平成24年度大仙市一般会計予算
  - 第12 閉会中の継続審査（調査）の申し出にかかる事件について
-

午前10時00分 開会

○委員長（渡邊秀俊） おはようございます。昨日に引き続き、これより、総務民生常任委員会を開催いたします。本日は、はじめに市民部の審査を行い、その後に総務部と市民部の、両部に係わる補正及び当初予算についての採決を行いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

部長のあいさつの前に、昨日の、若干訂正したいとのことでありますのでよろしくお願い申し上げます。最初に郡山総合防災課長。

○総合防災課長（郡山茂樹） おはようございます。昨日の委員会におきまして、議案第17号「大仙市特別職の職員のもの報酬費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例」につきまして、再三にわたり誤解を招く発言がございましたこと心からお詫び申し上げます。比較表を作成して参りました。これをもちまして、最終報告とさせていただきます。左側に消防団協力員、縦軸にその主要な業務内容、右側に現在の団員、これ比較表でございます。消防団協力員の方は後方地域において雑踏整理をやってもらうという条件でございます。報酬額、年額2万円、それと、昨日実際の災害、火災に出動した場合、出場手当出るのかということで、私旅費と勘違いしまして出ると答えておりますが、支給はしないということになっております。退職金も協力員にはございません。以上訂正させていただきます。誠に申し訳ありませんでした。

○委員長（渡邊秀俊） 皆さんから何かありますか。はい、富岡委員。

○委員（富岡喜芳） 公務災害に該当しますか。

○総合防災課長（郡山茂樹） 公務災害は該当します。

○委員長（渡邊秀俊） それでは次に管財課長お願いします。

○管財課長（舩屋博之） 昨日の委員会におかれましては、財産区の関係で説明不足で申し訳ございませんでした。本日、ご指摘ございました資料を配付しております。若干ですが説明させていただきます。1枚ものにつきましては、平成22年度末現在の各財産区の基金の内訳でございます。2枚目は、大曲地域の2つの財産区を図面上に表示しまして、面積を記載しております。3枚目につきましては、協和地域の財産区で、4つの財産区がございますが、その地域が散在しているために色別に表示しております。このような資料ということで、概要の資料ということで提出させていただきました。以上で説明を終わらせていただきます。

○委員長（渡邊秀俊） そうしますと管財課の方には、財産区とはなんぞや、法律上の云々、

それを合わせて最終日まで簡単に資料として提出していただくことになっております。  
これ、いいしな。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○委員長（渡邊秀俊） では、昨日の訂正、報告等については終わりたいと思います。

---

○委員長（渡邊秀俊） それでは、はじめに、元吉市民部長より、ご挨拶をお願いいたします。

○市民部長（元吉峯夫） おはようございます。本日の総務民生常任委員会でご審議いただきます市民部所管の議案でございますが、権限移譲に伴う手数料条例の一部改正、それから暴力団排除条例の制定、家庭用LED照明購入費補助金の増額などを内容といたします平成23年度の一般会計補正予算の他、特別会計補正予算2件、平成24年度の大仙市一般会計予算のほか、特別会計2件の合計8件でございます。なお、24年度当初予算の主な事業の説明書に一部記載誤りがございましたので、本日正誤表を提出させていただいております。どうかよろしくをお願いいたします。なお、詳細につきましては、担当課長が説明をいたしますので、よろしくご審議を賜りますようお願いを申し上げます。

また、昨年12月の定例市議会の当委員会におきまして、第9次大仙市交通安全計画を報告いたしました際に、事故死者数の目標数値に関するご指摘を頂いておりました。ご指摘のあった点につきまして、いろいろ検討させていただきましたけれども、特に審議会、大仙警察署の方にもこの点につきましていろいろ意見を伺いまして定めた目標でございました。皆様のご意見につきましては、この後の第10次の計画にご意見に沿うような形で反映させて参りたいというふうに考えておるところでございます。交通安全の推進にあたりましては、もとより無事故無違反、交通事故死傷者ゼロということを目指して運動を転回して参りたいというふうに思っておりますので、第9次の計画につきましては、何とぞ原案のとおりでご理解を賜りますようお願い申し上げます。どうかよろしくをお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。正誤表についてもいいしな。それでは、当委員会に付託された事件について審査いたしますが、今回は条例案や補正予算に加え、24年度の当初予算もあり、内容も多くなっておりますので、説明は新規事業や拡充事業、また、特に説明を要する事業などを中心に簡潔にさせていただき、質疑の時間を多く

取りたいと思いますので、よろしく申し上げます。なお、説明は、座ったままで結構です。

---

○委員長（渡邊秀俊） はじめに、議案第16号、「大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） それではご説明申し上げます。議案第16号、大仙市手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであります。議案書の7ページをお願いいたします。今回の一部改正につきましては、県から旅館業にかかる事務が権限移譲されることに伴うもので、営業する施設の審査確認等に係る手数料を追加するものであります。具体的には、旅館業法第3条の規定による旅館業の経営の許可の申請に対する審査の手数料であります。旅館業による営業を行う場合は、これまで保健所が受付場所となっておりましたけれども、24年度からは市に対する申請が必要となり、市長の許可を受けなければならないこととなっております。新規営業にかかるものは、1件につき2万2千円、ただし、営業者の地位の継承にかかる申請については1件につき7,400円となります。なお、それぞれの手数料の金額につきましては県の旅館業法施行条例と同額となっております。以上であります。よろしく願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） ちょっと教えていただきたいんですけども、旅館業法第3条第1項の規定に基づく旅館業というふうなものの中に、いろいろ問題などがあります擬似モーテルというかそういうものも含まれているのかということ、もう一点は許認可の権限を与えられたわけですので、今後の、その、営業の内容たるに、いろいろ監視というか、そういう問題が生じた場合の、市がそうした監視・調査、そういったものもやらなければならないというふうなものにもなってくるのかどうか、そのへんお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 擬似モーテル等、モーテル類似の関連につきましては、大仙市におきましては、旧神岡町で作っておりましたモーテル類似旅館規制条例というものがございまして、その中において、簡潔に、市の善良な風俗が損なわれるように、モーテル類似旅館の新築または改築を規制することにより、清純な生活環境を維持する

ことを目的とするということをごさいますして、市の方ではこの条例を大仙市にひき付いで制定しておるわけをごさいますけれども、市の方では、これらのものについては作らないようにしていただきたいということの条例をごさいます。この旅館業とモーテル類似条例等がどうぶつかるかということをごさいますけれども、その点につきましては、県の保健所と詳しく相談しましたところ、条例に従って、市の窓口ではこれらについてはご遠慮いただきたいと、くれぐれも新築等についてはご遠慮いただきたいというような指導の仕方をするしかないということをごさいます。

それから、この旅館業の申請につきましては、実質受付については2週間ほど前に受付して、これを許可するという形をごさいますけれども、旅館業、ホテル業につきましては、建築時から関係法令等、例えば建築基準法であるとか、関係法令等多数ございしますので、例えば公衆浴場法、温泉法、水道法、これらの全ての法令との調整が必要となってくる関係をごさいますして、実質は1年以上前から窓口に来るものと推察してございします。その段階でモーテル類似旅館規制条例と照らして、我々の方では建設しないように求めていくという形を取りたいと考えとごさいます。

○委員（佐藤文子） 擬似モーテルかどうかというのはわからないような状況で、いろいろ実際建設もされている問題がよくあるわけなんですけど、実際にこの旅館業法に分類されているものだけということ。その擬似モーテルも。旅館業法で取り扱う旅館のひとつとして見てるということですね、じゃあ。

○環境交通安全課長（平寛二） 営業者がですね、例えば旅館業の許可を頂きながらそれらのこと、ことって言い方おかしいんですけども……。旅館だという、ちょっとまだ、自分、あまり旅館に泊まったことごさいますので……。

○委員（佐藤文子） 旅館なんですあれは。旅館という扱いで作られているんです。だから結局そういう許認可、申請に当たって許認可する権限が与えられたわけなので、経営の内容だとかそうした建物の性質だとか、そういったものも含めていわゆる監視・調査そういった権限も市に与えられているのですかということ。です。

○環境交通安全課長（平寛二） 監視というところまでは、ちょっと言及できませんけれども、与えられた権限の範囲内において巡回調査ということは出来るという、監視までは書いてごさいます。

○委員（佐藤文子） まずわかりました。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。



(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長(渡邊秀俊) 次に、議案第27号「大仙市暴力団排除条例の制定について」を議題といたします。当局の説明を求めます。平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長(平寛二) 議案第27号「大仙市暴力団排除条例の制定について」であります。議案書34ページをお願いいたします。本条例につきましては、市民の安全で平穏な生活を確保し、本市における社会経済の健全な発展に寄与することを目的に、暴力団の排除についての基本理念を定め、市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除に関する施策等を定めることに関し、必要な事項を定めるものであります。条例の中身についてであります。第2条が用語の定義となっております。まず暴力団とは、その団体の構成員が集団的にまたは常習的に暴力団不法行為等を行うことを助長する恐れのある団体でありまして、暴力団員とは暴力団の構成員を指すものであります。第3条の基本理念において、暴力団の排除は、暴力団が市民の生活及び事業者の事業活動に不当な影響を与えるものであることを認識し、暴力団を恐れないこと、利用しないこと、暴力団に資金を提供しないこと、これを3ない運動と申してございませうけれども、しないことを基本として、市、市民等関係機関及び関係団体が相互に連携し、協力しなければならないと定めるほか、第4条におきましては、市の責務、第5条におきましては、市民等の責務について定めるほか、市の事務、第6条におきまして市の事務及び事業における措置その他について定めております。第7条においては、啓発活動を市が行うということ、それから第8条におきましては、行事等からの暴力団の排除、第9条におきましては暴力団の威力の利用禁止、それから第9条におきましては利益供与の禁止、あ、第10条でした。利益供与の禁止について定めるものであります。

以上であります。よろしく願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いいたします。はい、富岡委員。

○委員（富岡喜芳） この条例は今までなかったのか、今初めてこれが施行されるんですかということひとつと、暴力団員、大仙市にはどれくらいの団があって、団員はどれくらいいるのか。もし把握していれば、お願いします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） これまでこの条例につきましては、なかったものでございます。秋田県は既にこの排除条例を定める形で、定めておりますし、全県下の状況につきましては、昨年来その動き、例えば男鹿市であるとか大館市であるとかは既に12月期に定めておりますけれども、今般の4月1日をもちまして全県下全ての市町村において定めることと伺ってございます。

2点目でございますけれども、暴力団員はいるのかということにつきまして、その名前まで教えてほしいということで、警察に我々の方では再三再四問い質してございますけれども、個人情報保護条例の関係がございませう関係から、これは教えることが出来ないと、照会はよろしいということで伺ってございます。しからば大仙市内に暴力団員はおるのかと、10数名はおるといふ形で伺ってございますけれども、何名であるかまでは教えていただけていない状況であります。以上であります。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。 市民の責務というふうなものに暴力団を恐れないことと言ったって、怖いものはやっぱり怖いですよ。怖いそういう人達がどういう団体で、どこにどんな活動をしているのかというふうなことをしっかりと市民に知らせるといふのが恐れなくて済む第1の市民の求めている情報だと思うんですよ。そういう意味で啓発というふうなのは、恐れないことというふうなことで啓発して歩いたって気持ちは絶対に恐れるんです。怖いんです私も。そういった、警察はこんど個人情報で教えられないなんてことでどこになんという団のどんな人が潜んでいるなんていうことを教えてもらえないようではなかなか具体的に市民にその情報が入っていかないというのが感じるわけなんですけれども、そのへんの不合理制を、少し、警察の方との協議も必要なのかと思うんですけれども、市民の責務という中で出されている「恐れないこと」というふうに値するような情報の提供をしていただきたいものだと私は思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） お言葉を返すわけではございませんけれども、基本理念の中において恐れないことと、気持ちとして恐れないこと、利用しないこと、そして暴力団に対して資金を提供しないことを基本理念の中で気持ちの奥底に堅く持ちましょうということでございます。市民の責務につきましては、市が、第5条で触れておりますけれども、基本理念に則りまして、市が実施する施策に協力するとともに、市の方にそういう者がおれば情報提供していただくということでございますので、どうかそういう意味での市民の協力と、恐れないことが、決してお言葉返しているわけでございません。理念の方で恐れないことということでございます。よろしく願いいたします。

それから、どこにいるのかわからないということで、より警察との連携を密にということにつきましては、おっしゃるとおり、警察の方とより連携を密に取り組んで参りたいと思います。

○委員（佐藤文子） はい、まず分かりました。

○委員長（渡邊秀俊） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第48号「平成23年度大仙市一般会計補正予算（第14号）」の内、市民部関係についてを議題といたします。所管する補正予算について、説明をお願いします。はじめに、平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 議案第48号 平成23年度大仙市一般会計補正予算（第14号）環境交通安全課分について、ご説明申し上げます。

補正予算書26ページ 4. 1. 7. 91 事業環境保全基金積立金については、68千円を補正し、予算現額83,068千円とするものです。基金利子67,437円を

基金に積み増しするもので、補正後の基金現在高は、171,291,109円となるものです。次に8目22事業家庭用LED照明購入補助事業費については、12,739千円を補正し、補正後の予算現額を31,989千円とするものです。これは、9月に補正をお願いしたところでありましたが、2月末現在で、申請件数が982件で、補助金請求額が、26,505千円となっており、すでに、7,255千円上回っており、3月までの申請見込みを加え、補正するものであります。次に、23事業省エネルギー照明灯設置事業費（補助分）であります。1,055千円を減額補正し、補正後の予算現額を6,550千円とする物であり、これは、請負差額による減であります。

次に10目11事業墓地公園整備事業費については、3,854千円を減額補正し、補正後の予算現額を13,638千円とするものです。この内訳は、大曲墓園で46区画の整備等を行いました。5,674千円請負差額が生じたものであります。また、南外湯ノ又墓地公園については、秋田県町村土地開発公社開催に伴い、26年度までの償還予定でありましたが、1,820千円繰上償還を行うもので、その差額3,854千円の減額補正とするものであります。なお、財源については、その他財源（永代使用料）を5,674千円減額し、一般財源1,820千円を増額補正するものであります。

次に2目1項16事業仙北市環境保全センター関係費であります。12,007千円を減額補正し、予算現額を12,008千円とするものです。これは、旧中仙町が加入していた旧角館町ほか3カ町村公衆衛生施設組合のごみ処理施設の負担金であります。仙北市の錯誤により後年度の交付税算入額を加味せずに負担金額を算定していたため、負担金を減額するものです。本来の負担額については、平成8年から平成22年度までに既に支払っており、23年度分の負担金については、支払いを不用とし、24年度においては、過払分の2,774,257円が戻されることとなります。23年度は、1期分12,008千円を仙北市に支払った後にこうした錯誤が発覚したことから、2期分の支払いはせず、1期分については、大仙市に戻し入れとなるものです。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、小野地国保年金課長。

○国保年金課長（小野地淳司） 議案第48号、平成23年度大仙市一般会計補正予算（第14号）のうち、国保年金課所管分につきまして、ご説明申し上げます。

補正予算書の24ページをお開き願います。3款民生費1項1目社会福祉総務費90事業 国民健康保険事業特別会計繰出金は、23年度国保税軽減に伴う保険基盤安定分の確定による補正、6百26万8千円の繰出金の増額と共済組合負担金率の改正に伴う

共済費の不足額の繰出金47万3千円、それに出産育児一時金5百79万3千円の減額をあわせ94万8千円の増額補正をお願いするものであります。なお、歳入財源として保険基盤安定分が国県負担金をあわせて4百70万円が歳入増額となっております。

続いて25ページをお開き願います。3款1項8目11事業 審査支払手数料22万4千円の補正につきましては、福祉医療費の受診件数が増加していることから、審査支払手数料の不足分の補正をお願いするものであります。同じく80事業 医療給付扶助費2百51万4千円の補正につきましては、母子家庭及び重度心身障害者の給付費の実績見込みの増加による増額分であります。なお、県から医療給付費補助金として2分の1百25万7千円が歳入されます。次の81事業 医療給付扶助費市単独上乘分 2百68万5千円の補正につきましては、市単独基準に該当する乳幼児及び小学生の医療給付費の一人当たりの額が増加していることから、精算見込みの不足額の補正をお願いするものであります。

26ページをお願いします。4款1項14目50事業 後期高齢者医療費等負担金6百32万8千円の補正で、内訳は広域連合の人件費等の事務費など、共通経費の精算に伴う減額で2百15万4千円、療養給付費負担金につきましては、医療費分の市町村負担割合12分の1で、23年度精算見込み分65万2千円の減額と平成22年度精算による追加分として1千13万4千円の増額であります。次に、同90事業後期高齢者医療特別会計繰出金8百87万9千円のうち、保険料軽減に関する保険基盤安定分の確定に伴う補正分として8百75万1千円で、うち4分の3が県負担金として特定財源として歳入されることとなっているほか、職員人件費等の繰り出し措置をしております。以上でございますが、よろしく願いいたします。

- 委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。
- 環境交通安全課長（平寛二） 委員長、すみません。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。
- 環境交通安全課長（平寛二） 一部誤りがございまして、訂正させていただきます。先ほど、環境保全基金積立金の部分でございまして、基金利子と現在額に33円誤りがございまして、もう一度ご報告させていただきます。基金利子6万7,470円でございます。それから、補正後の基金現在額が1億7,129万1,109円でございます。大変失礼いたしました。よろしく願いいたします。
- 委員長（渡邊秀俊） 課長、訂正序でに、さっきの仙北市の環境保全センターの件だし

ども、向こうから余計請求来たからその分払ったということなしべ。向こうが間違っ  
て請求来たということ、もう一回ちょっと。

○環境交通安全課長（平寛二） これは、仙北市の方が間違っ  
て請求していたものでござ  
います。それで、事実確認をさせていただきましたところ、今年度分は全く  
いら  
ないし、来年度分につきましても、400万ほどでございましたけれども、  
それもいら  
ないと、逆に、270万なにがしを来年度払い戻しすると、  
こういうこと  
でござ  
います。

○委員長（渡邊秀俊） 来年でねぐ今年もらわねばねんでねの。

○環境交通安全課長（平寛二） この償還計画につきま  
しては、24年度までの償還計画  
でござ  
いました関係から、大仙市、それから仙北市と協議しまして、  
まず23年度につ  
きま  
しては1期分の過払いの分を戻していただ  
いた  
いただくこと。それから24年度にお  
き  
ま  
しては純粋に過払い分の270万円を戻して  
いた  
いただくこと  
で協  
議した  
ものであり  
ま  
す。

加えて申し上げます。負担金の見込額についてでござ  
いますけれども、平成24年度  
の普通交付税算定額は、確定することを  
待  
って24年度に精算するという形  
でござ  
いま  
す。よろしくお願  
い  
いた  
し  
ま  
す。

○委員長（渡邊秀俊） はい、説明が終了  
いた  
しました。これより質疑  
を  
行  
いま  
す。

質疑のある方は、お願  
い  
いた  
し  
ま  
す。はい、富岡委員。

○委員（富岡喜芳） 今の件ですけれども、最初  
は平成24年までで支払うという  
よ  
うな  
感じ  
でしたけれども、22年で終わ  
った  
という  
こと  
は、繰上償還したとかという  
こ  
と  
で  
すか。当初24年、まず22年度  
終  
わ  
った  
という  
こと  
は、2年間繰上償還して全  
部  
支  
払  
った  
という  
よ  
うな  
解  
釈  
に  
な  
り  
ま  
すか。

○委員（本間輝男） 委員長、暫時休憩。

○委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩  
し  
ま  
す。

午前10時38分 休憩

---

午前10時39分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開  
し  
ま  
す。平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） これにつ  
き  
ま  
しては仙北市の方で交付税の算入額を  
加  
味  
せず  
に算定した  
こ  
と  
による  
錯  
誤  
でござ  
いま  
す。以上  
で  
あり  
ま  
す。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

- 委員（本間輝男） 誤ったということは、仙北市からそういう申し入れをされたことだしべ。この徴収に対しては誤りがあったと。それを、現年度で戻すのが大変なので交付税算定がきっちりするまでは払えないので、まず23年度分払うと、残りの過年度分については24年に払うという意味だしべ。
- 環境交通安全課長（平寛二） そういうことでございます。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、他にございませんか。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） いまの問題については、向こうが気づいたというふうなことなのか、こちらで一切気づいていなかったものなのか、まず一点それ。それから、家庭用LED照明購入、かなりの、倍に予算措置したわけで、件数も3月いっぱいまでの、何か駆け込み需要的な、増えるものというふうに捉えているのか分かりませんが、このLED照明の器具の、取り付けている、世帯割りでは何%くらいの世帯にこれが取り付けられたものかどうか、どう見込んでいるのかどうか、なんでこんなこと聞くのかといえ、来年度の予算との関係、政策変更との関係でちょっと参考までに教えていただきたいというふうに思います。まずひとつずつね。
- 市民部長（元吉峯夫） いまの仙北市からの負担の件ですけれども、当初、24年度の償還の計画表というのをもらっておりまして、議会の方から債務負担していただいております。当然、お互い地方公共団体自治体同士でございますので、積算は当然信頼しておったわけでございました。実は来年度の負担金の請求額について仙北市の方から、当初の計画を上回る額で負担していただきたいという連絡をいただきました。それちょっとおかしいじゃないですかということで、私ども債務負担もしておりますし、議会にも説明がつかないということで、再度再算定して下さいと、については交付税の算入見込みと一連の資料全部総ざらいして下さいというお願いを財政課同士でしていただきました。その作業をした結果、仙北市の方で交付税算入に大幅な誤りがあるということになりまして、今回の対応ということになったものであります。
- 環境交通安全課長（平寛二） LEDの関係についてであります。今回の補正に伴う世帯数でございますけれども、875世帯、5件を見込みまして、3月末の補正をお願いするものでございます。なお、新年度予算におきましては、これを踏まえて900世帯の申込を見込んでございます。以上であります。
- 委員（佐藤文子） はい、まずそうしますと、このLEDは、1年間で875、3月末までで875、全世帯の割合からすると、何%でしょう、3万世帯ですか、3万1千

らいありましたっけ。3%。はい、分かりました。今回の補正は、大いに納得できますけれども、来年度についてはいろいろ。節電の効果とか、省エネの効果等、何かご意見感想とか寄せられているような反応は、何か寄せられていますか。

○環境交通安全課長（平寛二） それにつきまして、モニター調査はございますので、それをご用意させていただきます。それで代えさせていただきます。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、富岡委員。

○委員（富岡喜芳） 今の件ですけれども、たぶん家庭の電気全部取り替えるということではなくて、1箇所か2箇所とか、そういうような感じではないでしょうか。例えば1軒の家で10個も20個も申請してきますか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） これにつきましては、体様は、形は一概に申せなくですね、部分的に購入される方、一式全部やられる方、さまざまでございます。人によりましては30万ほどかけてこれは全て取り替えたものと推察できます。場合によっては電球1個買って申請という、この制度につきましては1回申請しますと次は出来ないこととなってございますので、よろしく願いいたします。それで、先ほどのモニター調査のこと、お配りもいたしますけれども少しご報告させていただきます。取替場所につきましては100人に聞きました。どこを取り替えているのか、上位の3つくらい申し上げたいと思います。家の中でリビング、トイレ、バスキッチンでございます。それから購入したLED照明の内訳、電球が平均の7.65個、それから照明器具につきましては2.6台、購入したLED電球の色でございますけれども、昼白色と電球色とございますが、昼白色38人、両方買われているという方、複数回答も含待っており、56でございます。LED照明にしてよかったか、満足の人が80人でございます。不満は4人、それから以前の照明と比較してどうか、満足75人、普通19、不満6。それから電気料金は月どのていど下がったか、1,000円未満とする方が47名でございます。

○委員長（渡邊秀俊） 課長、簡略に。

○環境交通安全課長（平寛二） それから満足の内訳でありますけれども、ライフスタイルに応じて調光できる、光の強さを調節できる、高価格のことが唯一の欠点だと思っていた、補助制度がよかった。

○委員長（渡邊秀俊） 課長、簡略に。

○環境交通安全課長（平寛二） 後でお配りさせていただきますのでよろしくお願いいた



します。

○委員長（渡邊秀俊） はい、富岡委員。

○委員（富岡喜芳） この補助で上限というのはあるんですか。

○環境交通安全課長（平寛二） 現制度でありますけれども、照明器具につきましては二分の一上限5万円でございます。電球につきましては、二分の一上限1万円でございます。合わせて購入した場合は電球の上限の制約加わりますけれども合わせて5万円となっております。

○委員（富岡喜芳） はい、わかりました。ありがとうございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、他にございませんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 課長、簡潔でいいです。このLEDに関して、街路灯、LEDの問題も24年度予算で1,100万上がっている。な。住宅リフォームに関しては6,000万上がっている。こういうものとタイアップしながら、これ県の予算1円も入ってねしべ。市単独の事業だしべ。だとすれば、横の連携取りながら、LEDだとか住宅リフォームだとかそういうものを連携してやっていくような方向付けで検討する気はねしか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、市民部長。

○市民部長（元吉峯夫） LED照明については、来年度限りということで考えております。住宅リフォームにつきましては、それ以降の部分についてはちょっとわかりませんが、当面来年度については事務連携ということは考えておりませんが、窓口のPR、リフォームした場合のPR分については連携を取りながらやっていきます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 市民の方々にしてみれば、受け付けたところで、この問題については2階さ行けなどということではうまくないと思うんだしよ。折角職員相談室も設けている中で、そういう中できちっとした捉え方するならするように、ひとつの連携性があれば窓口一本で、ここで出来ますよという形でないと私としては、煩雑になるのではないかなという意味です。今年度以降に検討するならする出結構です。わかりました。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

討論及び採決は、後ほど総務部と一緒にいたします。

○委員（本間輝男） 委員長、休憩をお願いします。

○委員長（渡邊秀俊） 会議の途中ですけれども11時まで休憩します。

午前10時51分 休憩

---

午前10時58分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開いたします。次に、議案第49号「平成23年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。

はじめに、事業勘定について、小野地国保年金課長

○国保年金課長（小野地淳司） 議案第49号、平成23年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）につきまして、ご説明いたします。補正予算書の39ページをお開き願います。今回の補正でございますが、平成23年度高額医療費等共同事業の交付金・拠出金の確定と、平成21、22年度分の市町村共同事業の拠出金算定において、秋田県国民健康保険団体連合会が誤って算定したため、その過誤分について減額となる補正が主な内容であり、歳入歳出それぞれ2億9千4百32万6千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ101億8百79万9千円とするものであります。また、診療所勘定につきましては、共済組合負担金率の改正による共済費の人件費不足分を研究研修費の精算見込みによる減額との組み替えとし、歳出予算補正を行うものであります。内容につきましては、事項別明細書によりご説明いたしますので、46ページをお開き願います。

私からは、事業勘定についてご説明いたします。歳入の、3款1項2目高額医療費共同事業負担金につきましては、23年度確定見込額及び過年度連合会算定誤り分を併せ2百61万5千円の減額補正交付額を計上したものであります。同じく2項1目財政調整交付金は特別調整交付金が減額となる見込みから、3千5百98万円を減額するものであります。次に6款1項1目高額医療費共同事業負担金の補正は、国と同様に23年度確定見込額及び過年度連合会算定誤り分を併せ2百61万5千円の減額補正を計上したものであります。次の2目都道府県財政調整交付金も23年度確定見込額及び過年度連合会算定誤り分を併せ、1億6千7百44万8千円の減額となるものであります。次の、7款1項1目高額医療費共同事業交付金は80万円を超える高額な医療費の支出が見込みより減となっていることから、8百万1千円を減額するものであります。次のペ

ージの同じく 2 目の保険財政共同安定化事業交付金も 30 万円以上の高額分が大幅に減  
となっており、7 千 7 百 7 6 万 3 千円を減額するものであります。8 款財産収入、1 1  
万 8 千円の補正につきましては、財政調整基金の預金利子の補正であります。9 款 2 項  
1 目一般会計繰入金の補正につきましては、23 年度国保税軽減に伴う保険基盤安定分  
の確定による補正、6 百 2 6 万 8 千円の繰出金の増額と共済組合負担金率の改正に伴う  
共済費の不足額の繰出金 4 7 万 3 千円、それに出産育児一時金 5 百 7 9 万 3 千円の減  
額をあわせ 9 4 万 8 千円の一般会計繰入金の補正をお願いするものであります。1 1 款  
1 項 1 目雑入 9 7 万円の減額は、出産育児一時金において、国の緊急少子化対策とし  
て暫定的に国から助成を受けておりますが、今回一時金の支給件数の精算見込みが減少  
することから減額するものであります。

次の 48 ページの歳出でございます。1 款 1 項 1 目 9 事業職員人件費 4 7 万 3 千円は  
共済組合負担金率の改正による共済費の増額であります。次の 1 款 1 項 1 目 1 1 事業  
管理事務費 百 7 0 万 6 千円の補正は、レセプト電子化への対応等により、国保連合会シ  
ステムの改修費の市町村負担金額が増額となったことによるものであります。次のペー  
ジをお願いします。2 款 1 項 1 目 5 0 事業一般被保険者療養給付費は財源振替でありま  
す。8 項 1 目 5 0 事業 出産育児一時金 9 百 6 6 万円の減額補正につきましては、当初  
8 5 件と見込んでおりましたが、最終的に 6 2 件と見込み今回減額するものであります。  
同じく 2 目 1 0 事業 出産育児一時金支払手数料につきましても、件数の減により 4 千  
円減額するものであります。

次の 50 ページ、7 款 1 項 1 目 5 0 事業 高額医療費拠出金 1 千 7 3 万 7 千円の減額  
補正につきましては、23 年度確定見込額及び過年度連合会算定誤り分を併せた拠出金  
の額の変更によるものであります。同じく 3 目 1 事業 保険財政共同安定化事業拠出金  
2 億 7 千 百 1 5 万 4 千円の減額補正につきましても、23 年度確定見込額及び過年度連  
合会算定誤り分を併せた拠出金の額の変更によるものであります。

次のページ、1 0 款 1 項 1 目 9 2 事業 返戻金 5 百 6 万 8 千円の減額補正は、平成 2  
2 年度療養給付費負担金等、国庫等への返還金の確定によるものであります。5 2 ペー  
ジ、1 1 款 1 項 1 目財政調整基金積立金、1 1 万 8 千円の補正であります。財政調整  
基金で生じた預金利子を財政調整基金へ積立するものでございます。以上事業勘定でご  
ざいますが、よろしくお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 次に、診療所勘定について、高貝国保診療所事務長。

○国保診療所事務長（高貝忠造） 議案第49号、平成23年度大仙市国民健康保険事業特別会計補正予算（第6号）の診療所勘定につきましてご説明いたします。今回の補正は、歳入歳出予算の総額192,335千円は変わらず歳出予算の組み替えを行うものでございます。事項別明細書でご説明申し上げます。補正予算書の58ページをお開き願います。1款総務費1項施設管理費1目一般管理費9事業職員人件費456千円の追加でございます。これは、共済費の追加でございます。2項研究研修費1目研究研修費10事業研究研修事務費456千円の減額でございます。これは、旅費224千円の減額、負担金補助及び交付金232千円の減額でございます。よろしくご審議のうえ、ご承認たまわりますようお願い申し上げます。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） その県連合会の算定の誤りというのは、金額的になんぼの誤りで、特別会計の処理上は問題ないということですか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、小野地課長。

○国保年金課長（小野地淳司） この共同事業というのは秋田県全体で医療費がかかっていない、高額がかかっていない町村が、高額が余計発生している町村に、いわゆる給付、やり取りをしながら、結局県として全体とすればゼロという感じなんですけれども、大仙市の場合は医療費があまりかかっていないということで、拠出する額が多くなっております。じゃあどうなっているのかというと、例えば秋田市だとか大館市だとか、そういう、医療費が高額かかっている町村に負担している、お互いに共同で事業をやっているという状況になっているものであります。大仙市の場合は連合会の方で拠出金の算定誤りが去年の4月に発生したということで、いろいろ新聞にも載りましたけれども、そういうことで6月定例会の段階で市長の施政方針の中でも説明させていただいたところですが、大仙市とすれば、高額がかかっていないということで拠出金を多めに県に出しておったのが、誤ったということでございますので、戻していただくというような形で処理させていただいたということでもあります。逆に秋田市さん何かは余計もらっていたということでその分については3月の精算という段階で拠出しなければ出来ないという形になっているところであります。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） じゃあ会計上は戻してもらったお金は、国保の決算の場合に、これ

は市の財源というふうになれるわけなんですか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、小野地課長。

○国保年金課長（小野地淳司） いずれ、そういうことになります。

○委員（佐藤文子） はい、わかりました。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 52ページの基金積立金についてちょっとお聞きします。22年度末に2億9,500万基金を残していたと思うんだけど、これ取り崩し型だから当然やっぱり運用に関しては、相当慎重にならざるを得ないし、基金そのものも性格上あやふやなものがあるので大変だと思うけれども、この基金利率についてはどの位なってるしか。おおよそでいいです。

○国保年金課長（小野地淳司） 年間利子で、確か5月末あたりに基金の利息が入ってきますので、大体100万そこそこ入ってくる年もありますし、ちょっと会計の方でどれくらいに分けて基金を積んで、いろんな金融機関に預けていると思うんですが、それちょっとうちの方でいま把握してないんですが。

○委員（本間輝男） これ会計、会計を通じて入ってくるということだとしても、いずれ管理はあんた方だしべ。

○国保年金課長（小野地淳司） いずれですね、会計でいくらの基金の積立金の利息なりますのでということで、積立の伝票を切るのは国保年金課でありますけれども、管理そのもののあれは、基金の管理は全部会計の方で、お願いしてやっているということです。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 基本的に国保会計は市民のための会計であるから、それはそれでいいんだけど、基準外繰り入れしてるしべ。で、他の町村に比べて私の方は基準外繰入の額は多い少ないどちらですか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、小野地課長。

○国保年金課長（小野地淳司） 実際運営安定化計画を作りまして、21年度にこれを、計画を作って今ここまで来たわけですけども、当初、いわゆる一般会計からの基準外の繰入という形で県内25市町村でしているところはほとんどございませんでした。今、国保会計こういう状況なっておりますので、各市町村も、いわゆる財政調整基金を取り崩しながら今ここまで来ておりますけれども、昨年あたりから、いわゆる大仙市みたいに一般会計から基準外の繰入を受けなければできないということで、例えば仙北市さんだ

とか、横手市さんもです、ということで、ここ1・2年やっぱり一般会計からの基準外の繰入をする町村が増えて参りました。金額的にはうちの方は多いかなというところでございます。

○委員長（渡邊秀俊） あい、本間委員。

○委員（本間輝男） 私が申し上げたいのは、出来る限り少ないのが理想であると思います。いま、国保の加入者というのは全体の40%切るような状況の中で、一般会計から持ち出しというのは、全体の市民を100人とすれば、35人くらいしか構成でないとすれば、後の65人くらいの方々の整合性もあるし、平等性もあるので、そこら辺の捉え方をきっちりしないと、市民に説明責任がある中で、そこをきちんと捉えてほしいというのが私の基本的な考え方です。もし答弁あったらお願いします。

○委員長（渡邊秀俊） はい、小野地課長。

○国保年金課長（小野地淳司） おっしゃるとおりだと思います。いずれ会社を退職された方が一旦国保に入るといふこともあると思いますけれども、いずれ今現況で、今おっしゃられたように、30%そこそこですので7割の方が他の保険だということになりますと、一般会計から一般財源を繰り出すといふことはいかがなものかというご意見もございしますが、いずれみんなして支える制度を維持するためには、こういう繰り出しもやむを得ない状況の中での安定化計画を策定したところでございますので、その点をよろしくご理解いただきたいと思います。

○委員（本間輝男） はい、終わります。

○委員長（渡邊秀俊） 課長、これ確認だどもしよ、拠出金の算定誤りいいども、この拠出金算定する際には、一般の人の保険料を高く取ったということにならねばな。21年・22年度の誤りだども、22・23年度一般の国民健康保険税をよ、高く取ったことになってないかということです。

○国保年金課長（小野地淳司） 要するに拠出と、入ってくるのと、歳入歳出あるわけですが、大仙市の場合は結局多く出してらということなんですけれども、それについては県の調整交付金で、県の方で調整していただいています。財源的に。ですから、ある程度プラスマイナスゼロということになっておりますので、おっしゃるように税がそれに充当されているんじゃないかということになりますと、そこら辺は、そういうことは一切ないとは言いませんが、財源的に不足部分は出てきますので、そこら辺は調整を取りながらやっているというような状況になってると思います。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第50号「平成23年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。当局の説明を求めます。

小野地国保年金課長。

○国保年金課長（小野地淳司） 補正予算書の61ページをお開き願います。議案第50号、平成23年度大仙市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）につきまして、ご説明いたします。今回の補正につきましては、広域連合で賦課されました後期高齢者医療保険料の最終調定見込みによる補正及び保険基盤安定負担金等の確定に伴う補正をお願いするものであり、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ百10万円を増額し、歳入歳出予算の総額を8億8百87万6千円とするものでございます。内容につきましては、事項別明細書により説明いたしますので、66ページをお開き願います。

歳入の1款、後期高齢者医療保険料の補正につきましては、当初の保険料の計上にあたっては広域連合において試算した金額となっており、当初賦課後における資格喪失、異動分、それに新規加入者保険料の最終見込みにより、1項1目特別徴収保険料については3千7百62万6千円を減額し、2目普通徴収保険料については2千8百40万8千円を追加するものであります。3款1項1目一般会計繰入金8百87万9千円の補正につきましては、保険基盤安定繰入分等の確定により追加するものであります。4款1項1目 前年度繰越金は平成22年度繰越金百43万9千円の補正であります。

次の67ページの歳出でございます。1款1項1目9事業 職員人件費 14万1千円は共済組合負担金率の改正による共済費の増額であります。同じく2項1目10事業

徴収費については財源振替であります。次のページ、2款1項1目後期高齢者医療広域連合納付金95万9千円につきましては、広域連合へ納付する予算でありまして、内訳は、歳入補正の保険料の減額分9百21万8千円と、前年度繰越された保険料百42万6千円の増額、それに最終確定の保険基盤安定負担金分8百75万1千円の追加の差し引き額の補正をお願いするものでございます。以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。

これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 後期高齢者医療保険料の普通徴収の保険料が、大幅に補正されたわけですけれども、普通徴収の対象人数がかなり増えているのかどうか、普通徴収の件数と、普通徴収から滞納というのが発生するわけですけれども、それによって病院に、資格証明とか短期証明とかというような、そうしたペナルティ保険証というような取り扱いになっている対象数が大仙市にはあるのかどうか教えてください。

○委員長（渡邊秀俊） はい、小野地課長。

○国保年金課長（小野地淳司） 徴収額のところ、今ちょっと調べております。ペナルティ的などの捉え方なんですけど、後期高齢者医療制度においては、資格証明書は秋田県全体で発行しておりません。ある程度、短期の保険証ということで、何件か大仙市の方々にも発行してございます。ちょっと今、件数はですね。23年2月1日現在で16人の方々に短期証を発行してございます。短期証でございますので、半年半年という基準になるわけですので、一般の保険証と同じ形で医療機関に持ち込みますと医療を受けられるということでございますので、資格証とそこら辺は違いますので、いずれそういう措置の仕方をしているということでございます。

いずれ、普通徴収と特別徴収の関係なんですけれども、どちらかという年金の、頂いている金額によりまして区分を変えられるということでございますので、途中から入ってきた、最初入ってきた方はですね、最初普通徴収という形になります。すぐ年金から引き落としが出来ませんので、その方は普通徴収ということで、年度途中から年金から差し引きが出来るとということで、特別徴収に変わる方もいらっしゃいますので、そういう形で入り繰りしているといいますか、そういうところでの増減額ということになっていると理解しております。あと、本人の届け出によりまして普通から特徴に変えられるということもございますので。



○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第63号、「平成24年度大仙市一般会計予算」を議題といたします。それぞれ所管する予算について、順次説明をお願いします。なお、質疑は各課ごとに行います。はじめに、平環境交通安全課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 議案第63号、平成24年度大仙市一般会計予算の内、市民部・環境交通安全課所管にかかる歳出の内容についてご説明申し上げます。なお、特定財源については、歳出の中で説明させていただきます。まず、始め資料を1箇所訂正をさせていただきます。事業説明書3-10ページ財源内訳であります。国県支出金を1,641千円から1,613千円に、その他を28千円に訂正願います。

それでは、予算書の53ページをお開き願います。また、事業説明書3-1ページをお願いします。2款総務費1項総務管理費5目10事業、交通安全対策推進活動費は、21,885,000円であります。内容は、交通指導隊報酬が、13,731,600円ほかであります。また、需用費の中では、交通指導隊貸与品の購入であります。22年度から3年間かけて行い、本年で一式整うものです。24年度は、冬服（男女）夏、冬帽子（男女）、帯革、ネクタイ夏冬、手袋、笛、モール、腕章、停止棒等を購入するもので3,557,975円、2回目となる交通安全の大声コンテストのほか、交通安全はたはた事業については、秋田県ハイヤー協会大曲仙北支部の協力のもと、市内を走るタクシーの屋根部分に交通安全三角旗を2旗取り付け、交通安全を呼びかけるもので、103台9ヵ月分を用意、配布するほか、交通安全啓発看板、交通安全啓発用反射材購入、各種啓蒙ポスター、チラシ作成用紙代、各種交通安全キャンペーン時の消耗品等であります。また、

歩行環境シミュレーターの保守料 210,000 円のほか、備品購入費 269 千円については、交通安全指導車 2 台分の交通安全指導車広報用スピーカーシステムを購入するものであります。

事業説明書 3-2 ページをお願いします。60 事業、交通安全対策費補助金 1,320,000 円については、大仙市交通安全母の会補助金 560,000 円、交通安全会補助金 750,000 円であります。交通安全会については、325 千円増額し、750 千円としており、歩行環境シミュレーターを活用した交通安全教室の開催や交通安全期間内の交通安全指導を行うとともに飲酒運転の根絶に向けて、地域交通安全会により、ハンドルキーパー運動を推進することとしております。交通安全母の会補助金については、小学校の P T A を対象に交通安全の必要性と母の会の活動内容を紹介しながら、交通安全の意識改革を行うとともに母の会支部会員の拡大を図り、活動の活性化を図るものであります。また、大声コンテストにおいては、母の会の支援により、行いますが、「交通安全は家庭から」のスローガンを家庭に浸透させることができるものと考えております。

事業説明書 3-3 ページをお願いします。次に、70 事業、交通安全推進集会経費については、461 千円であります。これは、10 月 16 日に西仙北地域で開催する経費であり、交通安全パレードと推進集会を開催するものであります。パレードは、西仙北支所から、中央公民館までを予定しており、児童には、風船、一般参加者には、帽子を配布するものです。また推進集会については、会場を西仙北中央公民館に移し、セレモニーとアトラクション、講演を行うこととしております。

次に 65 ページをお願いします。また、事業説明書 3-4 ページをお願いします。3 款民生費 1 項社会福祉費 1 目・社会福祉総務費でございます。13 事業、防犯対策関係経費の 4,086,000 円は、防犯指導隊員 48 名分の報酬 3,009 千円、防犯指導隊の防犯協定事業所用マグネットが老朽化しており大小合わせて 453 枚、シールについては 80 枚更新するものです。また、公用車用では、防犯パトロール実施中のマグネット 200 枚枚を更新する購入費などの防犯啓発用消耗品の購入が主なものでございます。

事業説明書 3-5 ページをお願いします。14 事業、安全・安心まちづくり事業費は、308,000 円で、平成 20 年 9 月に制定しました「大仙市安全・安心まちづくり条例」の趣旨を広く市民に周知するとともに、市、市民、地域、事業者等のそれぞれの役割のもとで連携を強化し、防犯、防災意識の高揚を図るため、「第 4 回大仙市安全・安心まちづくり推進大会」を 7 月 27 日に開催する経費であります。予算の内容でございますが、

推進集会の講師謝金、功労団体、功労者記念品、消耗品が主な内容でございます。

次に66ページをお願いします。50事業、社会福祉総務費負担金の内、環境交通安全課所管分の負担金は、180千円で、秋田県被害者支援センター負担金であります。

事業説明書3-6ページをお願いします。60事業、社会福祉総務費補助金1,041千円は、大仙市防犯協会補助金であります。予算書77ページをお願いします。4.1.7.10事業、環境衛生費事務費については、1,832千円で、環境事業の基本方針を審議する環境審議会経費、及び本庁及び各支所における環境衛生関連事務経費であります。支出の主なものは、環境審議会委員報酬122千円、上淀川エコ対策コミュニティセンター指定管理委託料180千円、上淀川エコ対策コミュニティセンター外壁塗装1,280千円、手数料等114千円であります。

予算書78ページをお願いします。事業説明書は3-9ページをお願いします。11事業、自主防除事業費は、1,524千円で、快適で住みよい環境づくりのため、市民や衛生組織活動を通じ、防疫薬剤を配布する経費であります。

事業説明書は、3-10ページをお願いします。12事業、公害対策費は、1,886千円で、公害防止対策のため、河川水質検査、自動車騒音測定、酸性雨測定、臭気測定、本年度から新たに自動車騒音常時監視業務などを行い、市域の生態系の保持と市民の良好な生活環境を保全するものであります。

事業説明書は、3-11ページをお願いします。13事業、環境学習推進費は、1,242千円であり、地球温暖化に対する意識啓発をはかるため、行政と住民が一体となり環境学習を実施することにより市民一人ひとりが環境に配慮した生活様式を身につけることを目指すものであり、小中学生、高校生、一般市民、事業者を対象に「子どもエコチャレンジ」「環境家族宣言」「ワンディエコチャレンジ」「自然観察会」などの環境学習を実施する経費であります。

事業説明書は、3-12ページをお願いします。14事業、狂犬病予防対策費は、556千円で狂犬病予防法に基づき、犬の登録事務や予防注射済表の交付を行い狂犬病を予防するとともに、犬の飼い方のマナー向上を図る経費であります。主な経費は、春秋の予防接種に係る経費308千円マナー向上の呼びかけに係る経費149千円であります。財源内訳のその他の556千円は、犬登録手数料が461千円、狂犬病予防注射済票交付手数料が95千円であります。

事業説明書は、3-13ページをお願いします。19事業、特定外来生物調査駆除事

業（緊急雇用基金分）は、16,506千円で、秋田県緊急雇用創出臨時対策基金事業を活用し、市内湖沼や小河川に生息する特定外来生物と呼ばれるブラックバスやウシガエルなどの生息状況を調査するとともに、適宜駆除を行い生息域拡大を防止することにより、地域生態系保全を図る。事業の中身は、雇用対策として新規に7名の雇用を図り、23年度にブラックバスやウシガエルの生息が確認されている駆除未実施箇所の防除を行う。駆除委託料の中身は、人件費13,360千円、物件費1,611千円、消費税749千円、間接経費786千円となっております。

予算書79ページをお願いします。次に51事業、大曲仙北広域市町村圏組合斎場負担金は、39,905千円で、広域市町村圏組合で管理運営する北部、中央、南部斎場の管理運営費及び償還費の大仙市負担分であります。91事業、環境保全基金積立金23,000千円は、秋田県環境保全センターからの交付金を協和地域の住民が快適な生活を送るための環境施策に充てるため、積み立てするものです。H23年度末の基金残高は、129,215,109円の見込みであり、H24年度末基金残高は、23,000千円を積み増しするほか、H24年度の基金取り崩し額は、35,449千円の見込みであり、24年度分の利子を除いて、116,766,109円となる見込みであります。

事業説明書は、3-14ページをお願いします。8目10事業、環境衛生事業費は、3,171千円で市民が快適に暮らせる環境を維持するため、生活排水、騒音振動、除草など、環境全般に関する市民からの相談・苦情に対応するための経費と、全市一斉清掃デーに伴う経費等となっております。

事業説明書は、3-15ページをお願いします。22事業、家庭用LED照明購入補助事業費は、12,000千円であります。LED照明は、明るく、省エネで長寿命と環境に優しいが価格が高いことから、一般家庭に購入助成をすることにより、使用電力量削減による二酸化炭素排出の抑制を図り、省エネ・節電意識の向上を図るものであります。補助内容は、市内に住所を有している一般世帯を対象に、市内電気店で購入した場合、LED電球の購入の場合は、購入費の1/2限度額五千円を補助、LED照明機器を購入する場合、購入費の1/2、限度額2万5千円を補助するものです。また、合わせて購入する場合においても、購入費の1/2、限度額2万5千円を補助しますが、この場合、電球については、購入費の1/2限度額五千円を上限として補助するものです。

事業説明書は、3-16ページをお願いします。10目10事業、墓地公園管理費については、6,566千円で、旧中仙町以外に公営墓地があることから、公営墓地の機

能と景観を維持するための委託量及び修繕料等の経費となっております。特定財源については、墓地管理手数料5,237千円、墓地公園永代使用料1,311千円、墓地使用許可証再交付・名義変更手数料18千円あわせて6,566千円となっております。

次に11目10事業、斎場管理費については、1,747千円であり、昭和39年に開設され老朽化が進んでおり、広域組合で運営する中央斎場の改築計画が実施されるまで、施設の維持管理に努め、住民ニーズに応えるものであります。

予算書は、80ページをお願いします。4款2項1目10事業清掃総務費は、995千円で、廃棄物減量等推進審議会経費及び清掃事業費全般に関する事務経費となっております。事業説明書は、3-17ページをお願いします。11事業、ごみ不法投棄防止関係費について、8,349千円の予算現額であります。不法投棄を未然に防止するとともに、不法投棄された投棄物については、原因者を究明し、早期撤去を実現することで、快適な環境づくりを推進するもので、不法投棄監視員報酬、不法投棄物処理、啓発などを行う経費です。また、不法投棄されやすい場所の道路の刈り払いを行うとともに、不法投棄防止監視カメラや不法投棄防止啓発看板を設置し、監視体制を強化して参ります。財源内訳は、一般廃棄物処理手数料5,349千円と環境保全基金繰入金3,000千円となっております。

予算書81ページ、事業説明書は、3-18ページをお願いします。12事業、廃棄物処理管理経費については、19,817千円であり、市内7カ所にある旧最終処分場の保守管理、水質検査などの経費であり、周辺地域の環境保全に努めるものであります。このうち1,055千円については、24年度は、これまで、大仙美郷環境事業組合より、無償で借用してきた重機が、長期包括運營業務委託への移行準備期間に入るため、重機等が目的管理会社に貸与される予定となっております。大曲一般廃棄物最終処分場の除雪業務と崩落物撤去業務を新たに委託するものであります。また、1,818千円については、大曲一般廃棄物最終処分場が、25年目になり、経年劣化が著しく、近年大規模な修繕が頻繁に発生しており、今後も見込まれることから、年次計画を立てて計画的に修繕を実施していく必要があるため、設備診断と修繕計画書作成業務を新たに委託するものであります。

事業説明書は、3-19ページをお願いします。13事業、ごみ収集関係費155,716千円。廃棄物処理法に基づき、市が収集義務のある家庭系ごみについて、計画収集を確実かつ円滑に行う経費であります。収集体制については、市内17業者に委託し

ており、可燃ごみが週2回、不燃ごみが月1回、資源ごみのびん・缶が月2回、ペットボトルが月1回、古紙類が月1回の収集となっております。主な経費は、計画収集業務委託費が155,517千円となっております。財源内訳のその他39,462千円は、一般廃棄物・浄化槽清掃業者許可証交付手数料97千円、一般廃棄物処理手数料29,269千円、資源物売払収入10,096千円となっております。

事業説明書は、3-20ページをお願いします。14事業、廃棄物減量化対策費については、予算現額37,121千円であります。本事業は、次世代に豊かな環境を残していくために、市民、事業者、行政が協働し、これまでのライフスタイルの転換を図り、循環型社会の構築に向け、ごみの減量化・再資源化を推進する経費であります。家庭系ごみについては、平成20年度から減量化を目的に有料化したところであり、平成20年度の排出量は、平成19年度比で、可燃ごみが11.8%減、不燃ごみが33.4%減となったところであり、21年度につきましても、前年度比で可燃ごみが3.1%減、不燃ごみが6.1%減、22年度につきましても、可燃ごみが1.7%減、不燃ごみが4.3%減と着実に減量化が図られているところであります。主な経費は、ごみ袋製造管理配送委託料が、23,691千円、ごみ袋証紙売りさばき手数料が11,895千円、ごみ排出の手引き印刷費1,103千円などであります。また、再資源化対策として、全地域で食品トレイ及び発泡スチロール、家庭系廃食用油、ペットボトルキャップを行っております。財源内訳のその他37,121千円は、一般廃棄物処理手数料であります。

事業説明書は、3-21ページをお願いします。15事業、粗大ごみ処理対策費については、3,575千円で、家庭から出る粗大ごみを計画的に収集し、快適な生活環境を維持するための経費であります。粗大ごみの収集につきましても、平成22年度から各地域で異なっておりました収集体制を高齢化社会が進行していることから、高齢者世帯に配慮した戸別収集を導入し、排出者責任の明確化と、負担の公平性の観点から、大曲地域と仙北地域で実施しておりました有料化制度を全市に拡大しております。このことにより、22年度は615千tと対前年比42.7%の減となっております。平成23年度につきましても、545千t、対前年比11.9%減を見込んでおります。財源内訳につきましても、892千円が粗大ごみ処理手数料となっております。

事業説明書は、3-22ページをお願いします。19事業、NOレジ袋推進事業費につきましても、298千円で、ごみの減量化による地球温暖化対策の一環として、身近

な生活の中で取り組みやすい買い物時のマイバッグを持参し、レジ袋の削減を推進するものであります。財源内訳については、一般廃棄物処理手数料が298千円となっております。

次に、50事業、清掃総務費負担金については、104千円で、全国、秋田県清掃会議への負担金となっております。

次に51事業、大仙美郷環境事業組合負担金については、925,055千円で、大仙美郷環境事業組合に対するごみ、尿尿処理施設の運営建設及び起債償還に係る負担金であります。負担割合は、平等割5%、人口割15%、利用率割80%となっております。財源内訳のその他45,669千円は、一般廃棄物処理手数料となっております。

次に52事業、大仙美郷環境事業組合負担金については、本年度573,935千円で、建設事業に係る起債償還分の交付税措置されている額を大仙美郷環境事業組合に負担するものです。

事業説明書は、3-23ページをお願いします。次に61事業、ごみ集積所補助金については、1,800千円であり、自治会等が実施するごみ集積所設置に要する費用の一部を助成するものであります。23年度と同様の補助内容となっております。以上であります。よろしくお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。会議の途中ですけれども、午後1時まで休憩いたします。

午前11時52分 休憩

---

午後 0時58分 再開

○委員長（渡邊秀俊） ちょっと時間前ですけれども、全員揃いましたので会議を再開いたします。高橋敏英委員からは早退の届け出があります。午前中、環境交通安全課の説明が終わりました。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。

はい、本間委員。

○委員（本間輝男） たくさんあると思いますが、敢えて最初に聞かせていただきます。説明書3-2、平課長、この安全会の母の会という組織、どういうものだ、これ。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 交通安全母の会につきましては、子供と高齢者の交通安全を守るということで、この世代に重点的にスポットを当てて交通安全運動を展開して

いる団体でございます。この母の会につきましては、大曲地域、それから協和地域、市内8地域でございますけれども、3地域では従前活動が盛んでございました関係がございます。それで、全地域とも活動の活発化とともに母の会会員を増やしながらこの子供と高齢者の交通安全を守っていきたくと、こういうことで、23年度におきましては、PTAに乗り込みまして、会員の獲得とともに子供たちの交通安全を守るということで運動をしてきた経緯がございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） この母の会ってよ、今ここに議長いるから言いにくいんだもんだも、本来これ西仙北地域の単独地域の組織でなかったしか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、課長。

○環境交通安全課長（平寛二） これにつきましては、私どもの方では大曲地域におきましても従前から交通安全母の会というものがしっかりございまして、特に長らく大曲地域におきましては小国栄子という方が長年会長を務められて、先般全国の方から表彰されたという経緯がございますので、大曲地域だけではございませんし、中仙地域におきましてもずいぶん盛んに活動が行われてきたと。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） それでだ、ま、それはいい、予算これ張り付いたやつはずっと張り付いていたったしか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 補助金につきましては、母の会は昨年度、……。交通安全母の会につきましては、従前から盛んに活動が行われていた3地域には補助金がございました。23年度から全地域に補助金を用意いたしまして、活動の活発化を目指したと、こういうことでございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） その3地域はどこどこですか。

○環境交通安全課長（平寛二） 大曲地域、協和地域、中仙地域であります。

○委員（本間輝男） まずわかった。それでよ、全市を網羅するならば、56万円の補助金に関して、額の云々ということ、一切、補助を受ける団体として56万円でOKですよという言い方だしか。それとも、要望はもっと多いけれども実際はこれだけしかやれませんという予算の貼り付けなのかどうか、それ確認します。



○環境交通安全課長（平寛二） それぞれ全地域の母の会の代表が集まって、年間のスケジュールを立てたり総会を行ったりしてございますけれども、この補助金額についてはこの形でということでした承を頂きながら進めているという状況です。それで、23年度にこだわりますけれども、23年度におきましては、啓発物品を母の会で用意いたしまして、市独自で啓発物品として全小学生に対しまして犬とパンダのちょっと大きめの目立つような、すぐ捨てられないようなものということで、かわいらしい反射材を用意いたしまして、それを持って小学校に行きまして、配っていただいた、プラス母の会では例えば大曲地域におきましては、独自に啓発物品、反射材を用意いたしまして、中学校に対して、全中学生に対して反射材を配ったというふうな活動もしております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） これ補助金だから、私申し上げたいのはここだ。補助金ということは、全事業の中で、これだけは市役所からほしいよという、補助を出すことだしべ、だとすれば、この補助金額56万円が、母の会というところからそっくり上がって、何らかのものなければ補助入らねしべ。今の話聞いていると、市役所がこういう事業やってほしいという形で、それを全面的に100%補助で入れたのかというように聞こえてしまうんだよな、私は。というのは、やはり補助金という名目である以上はよ、150万とか200万の中で大仙市は五十何万入れておりますよというものでないと補助金にあたらねよ、これ。俺さ言わせれば。だとすれば、これは自主事業としてやるんだったらそれでいいですよ。事業として。ただ名目とすれば、これ補助金だおな。補助ということは、母の会が独自に行う事業に対して市がどれだけの応援態勢を取るかというのが本来の補助金のはずだ。だからその母の会の方の実体をどうなのかということを知りたいの。

○環境交通安全課長（平寛二） 母の会、交通安全関係、安全団体、それから母の会につきましては、これは、長らく広く運動を展開している団体でございます。加えて防犯協会につきましても、いわば広く会員を募ってやっているという、そういう団体というふうに私の方では理解しております。・・・。

○委員長（渡邊秀俊） 課長。財維持休憩します。

午後1時 8分 休憩

---

午後1時19分 再開

- 委員長（渡邊秀俊） 会議を再開します。答弁を求めます。市民部長。
- 市民部長（元吉峯夫） 交通安全母の会の組織、それから私どもが交付している補助金の、どういう形で、各地域の支部、それからさらに地区の支部の方にそういう資金的な流れもさらにきちんと説明をして、さらにどういう具体的な取り組みをされているかということもきちんとご説明を改めてさせていただきたいと思いますので、どうかご了解をお願いしたいと思います。
- 委員（本間輝男） まず、取り敢えず終わります。
- 委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） 環境の関係で、環境保全基金積立の関係ですけれども、県の環境保全センター、協和にあります、2週間くらい前だったと思いますけれども、あそこは産廃処理場というか、なってると思うんですけど、そこに例の放射性物質を含んだ焼却灰が運ばれたというふうなことが新聞紙上に載ったわけですがけれども、8,000ベクレル以下であるから心配ないというような、一蹴で終わっておりましたけれども、いずれそこに運ばれた焼却灰はどのような経路で運ばれたものなのか、そこに県が産廃だから、ただの民間業者が運んできたのか、どこから運んできたのか、いずれ運ばれたそういう多少なりとも入ってる放射性物質を含んだ焼却灰の処理、埋め立てだとかで、これまで話されてきた基準に見合った、安全性の確保された処理がなされているものなのか、その辺をお聞きしたいと思います。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、市民部長。
- 市民部長（元吉峯夫） 協和にあります県の環境保全センター、産業廃棄物の搬入の流れでありますけれども、県外の排出事業者が、例えば秋田県の協和に入れる場合に、知事に対しまして、環境整備課になりますけれども、こちらの方に事前協議書というのが回ってきます。これは産廃の種類とか量、どういうふうに処分するか、有害物質が入っているか入っていないか、それから放射性物質の測定結果がどうであるか、それから運ぶ、処分する業者はどうであるかということが来ます。県ではこれを審査いたしまして、不具合があれば指導いたします。大丈夫ということになれば協議成立ということで、県外業者に通知をいたします。県外業者はその通知を受けまして、実際に協和の産廃施設に入れる場合は使用許可が必要であります。使用許可については保健所になります。ですから、仙北の保健所に使用許可を出しまして、使用許可の審査をして、OKということであれば、許可が下りれば県の産廃業者は当然、その処分をするという、県内の産廃

の処分業者にやることとなります。で、今回のケースですけれども、保全センターに焼却灰として埋め立て処分されている産廃業者で事前協議なってるのは、搬出の事業所は宮城県、千葉県、東京都、神奈川県、新潟県の4社から入ってきています。この業者さんが県内の産廃業者さんの方に入ってきてまして、そこで一緒に焼却した場合、その焼却灰が保全センターの方に入ってくるということになります。それで、新聞にあったのは、湯沢の分でありまして、これがセシウムの134と137の合計がキロあたり2,300ベクレルあったということでありまして。これは7月26日時点ですので、この時は既に放射性物質、8,000ベクレル以下であれば埋め立て処分してもいいよという基準が国の方で示されておりまして、県としては当然基準内だということですので許可したというお話であります。で、保全センターの放射能の測定につきましては、各放射線量、地下水、放流水、排水処理汚泥を検査しております。毎月やっております。空間放射線量については0.01から0.04マイクロシーベルト、この辺と変わりません。それから地下水、放流水、排水処理汚泥につきましても、いずれも未検出でございます。機械ですので、検出下限値というのがあります。1キログラムあたり10ベクレル、これを下回っているということで、検出はされていないというふうな報告を受けております。

○委員（佐藤文子） わかりました。その埋め立てもそうすると例の50センチ、土をかぶせるとかというふうなことなどもやられているわけですか。その環境保全センターの埋め立てというのは。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 通常の最終処分場であれば3メートルに対して50センチの覆土をするということでありましてけれども、ちょっとそこいら辺は確認させていただきます。

○委員長（渡邊秀俊） 私地元で、補足しますと、放射線云々に限らず、ある程度高くなれば土かぶせて、また入れてまたかぶせてと、ただそれが50なのか30なのか、それはちょっと。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 私はLED照明器、補正予算でもお聞きしましたけれども、現状まだ、世帯数に対して3%程度、独自に購入されている方々もいらっしゃると思いますし、それよりはまだ普及率も高くなっているものとは思いますが、いずれ非常に駆け込み消費という現象も有り得るような、それだけ非常に関心と、また節電効果、省エネ

効果がある程度、ロコミでも何でも広がってきているのではないかというふうなことで、非常に政策的効果が期待できる内容ですし、大手家電から買ってる人もいますし、うけれども、地域の家電商店さんからお買いになってる方もいらっしゃるということで、非常にこのLED照明器で電気屋さんが少しホットしてるところあるんですよ。そういうふうな意味で政策的効果が双方とも非常にあるというふうなことです。5万円上限で半分、50%補助というのは非常に、もう1、2年続ければもっともっと普及はするだろうし、電気屋さんも安心して、もの凄いの、ほら、待ちが長かったんですよ、注文して来るまで長かったというふうなこともありましてですね、ここでほんと半分に補助を減らすというのは、少し、市民のこの、折角今考えているところだったのと思う、そういう腰を折ってしまうものにはならないものかということで、私は是非これは23年度同様の補助率で続けていただきたいものだなというふうに思ったわけです。その辺でちょっと、がんばって欲しいなというふうなことです。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 補助金の価格を現行通りにということと受け止めましたけれども、私どもの方は実際に大型店等に参りまして、価格の動向を調べまして、昨年の同時期と比較しまして、電球におきましては3割程度安くなっておると、それからLEDの器具につきましては3割から5割安くなっておるとい、そういう、当初の値段と比較しましてそういう動向にありますことで、それらを踏まえまして制度の変更をさせていただいているということでもあります。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） まず、大手家電メーカーはそうやって、非常に安くやっているかも知れませんが、やっぱり地元の商店もしっかり守っていくというふうな観点も大事なことですし、3割から5割安くなっているから、そうすれば同じ値段で買うにしても前よりも半分あればいいなというふうなことではなく、是非ともですね、続けてほしかったなあと、同額でやってもらいたかったというふうなことです。これは、あくまで要望ですのでね、前段としてそういう、一般行政経費、そういうサービス経費の節約というふうな立場が国の財政計画上も貫かれている、そういう関係からこの分野でもちょっと削ったのかなというふうなあたりなんかは、その辺ねのあたりは何とだすべと思って、どうでしょうかね。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

- 環境交通安全課長（平寛二） この制度につきましては、今年度1年で、当初の導入に対する、導入促進という意味での目的はほぼ達成したかなということで、制度の廃止まで含め検討いたしましたけれども、非常に人気が高いということで価格動向も踏まえながら23年度の半額という形ではありますけれども継続という形にさせていただいたということであります。
- 委員（佐藤文子） まずこれはしょうがない、私の要望とそちらの立場は線路のようなもので。
- 委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） 予算書23ページ、それから説明書の3-16、墓地公園の管理費について明快な回答を一発でお願いします。まずひとつ、衛生使用料は前年度比1,260万円の減が、落ちてるんだけど、この1,260万円が極端に落ちた理由は何なのか第1点。それからもう一つ、先ほど平課長から墓地公園管理費の中に永代使用料115万ちょっと、百十何万という言い方したような気するけども、そうでなかったかどうか、その確認、二つ目。まずその二つをお願いします。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。
- 環境交通安全課長（平寛二） この件につきましては、大曲地域で46区画、整備いたしまして、大曲地域におきましては35区画販売になっておると、そういうことがございます。新年度におきましては、区画の、新たに作る計画ございませんので、そこら辺は額に差があるというふうに捉えております。それから、先ほどの113万、・・・。  
131万1千円で間違いございません。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） 私財政課から取った資料の中で、平成23年度に永代供養料として510万2千円を永代使用料として、それで、百三十何万と極端な差があるので、私分らないので敢えて質問します。
- 環境交通安全課長（平寛二） これにつきましては、財源を全て充てたということではなくて、そのうちの一部を充てているということでございます。ですからそれを全て充てたといいたしますと、ちょっと歳出に対して、墓地管理手数料、それぞれを充てた結果、131万1千円でその財源、この部分については足りると、そういう解釈をしていただければと思います。
- 委員長（渡邊秀俊） 灰、本間委員。

- 委員（本間輝男） 私の誤解あればいけないので、歳入はもっとあると、あるけれども永代供養料としてまず取り敢えず130万歳入上げておけば、他の歳出予算に見合うという意味だが。今の説明聞けばそういうふうに聞こえてしまうから。
- 環境交通安全課長（平寛二） これにつきましては、360万の永代使用料の歳入は、残区画数ございますので、それを見込んでおるということは変わりございません。で、その内の130万何がしをこちらの財源に充てておると、そういうことであります。
- 委員長（渡邊秀俊） 暫時休憩します。

午後1時39分 休憩

---

午後1時40分 再開

- 委員長（渡邊秀俊） 会議を再開します。平課長。
- 環境交通安全課長（平寛二） 歳入につきましては永代使用料360万見込んでおりますけれども、131万1千円、については、墓地公園管理費の財源として充て、それ以外については一般財源扱いとなるものであります。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） そうすれば、300万前後のものを一般会計の歳入部門に繰り入れするという解釈でいいしな。
- 環境交通安全課長（平寛二） はい、そのとおりであります。
- 委員（本間輝男） もう一つ。基本的に墓地公園の管理に関して、旧町村から引っ張ってきたものだから、非常に管理がしにくいということは分かります。町村によっては管理用もらってるところもあるし、もらわないところもある、それから指定管理されているところもある。ちぐはぐなものもあると思う、実際的には。そこさ書いてあるとおり、広域的なものだから、市町村がある程度管理しなければいけないというのもわかる。そのとおりだ。それでだ、敢えて聞くども、管理委託料305万上がっているんだけど、この委託先というのはシルバー人材だと思うんだけど、実際的にはこれ給与で出してるのか、臨時給与で、臨時的な扱いなのか、そこちょっと確認します。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。
- 環境交通安全課長（平寛二） ただいまの件につきましては、管理委託をしているところは神岡、協和、大曲、3地域でございます。委託先はシルバー人材センターでありまして、月曜から金曜まで継続して来ていただいております、・・・、失礼しました、

月水金です。半常用的な状況で来ていただいております。西仙北、南外、仙北につきましては、直営で行ってございます。

○委員（本間輝男） 直営ということは何だ。

○環境交通安全課長（平寛二） 市民サービス課がこれを管理しているということでございまして、賃金を置きながらこれを管理しているということでございます。それから太田地域につきましては、指定管理者をお願いしておると、こういう状況でございます。

○委員長（渡邊秀俊） 本間委員。

○委員（本間輝男） 課長、もう一つだけ、分譲するときに、管理料を含むというような感じの契約になっているのかどうか、その確認します。

○委員長（渡邊秀俊） はい、課長。

○環境交通安全課長（平寛二） それぞれちょっと対応がばらばらな部分でございます。基本的に南外と仙北におきましては管理手数料は頂かないと、こういうことです。これは永代使用料の中に含むというものの考えでやっております。それから、それ以外の地域につきましては、永代使用料とは別に、管理手数料を頂いておると、そういう状況であります。

○委員長（渡邊秀俊） 本間委員。

○委員（本間輝男） いずれにしても、墓地公園の管理費656万6千円かかるのが、計上されているのよ。それで、やっぱりこれは将来的に管理費をもらうような時代が、全て行政でやれる時代ではないので、やっぱりこれ少し管理料に関しては受益者負担も求める時期が来たという感じ私して敢えて申し上げたのです。一般会計にプールするのはいいんだけども、非常にいい考え方です、一般会計にプールするなんてすごくいいことだしども、本来であればかかるものはかかる、そしてこれ独立採算的、これだけ歳入があつてこれだけかかりますよと言った方が分かりやすいではないですかという、ただしか。

○環境交通安全課長（平寛二） この件につきましては制度立ち上げの経緯を踏まえながらですね、ちょっと研究させていただきたいと思います。

○委員（本間輝男） わかりました。

○委員長（渡邊秀俊） 他にありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） ゴミ不法投棄の関連経費についてですけれども、監視カメラを年度ごとに場所を変えて設置して、特定できる人がいれば厳正なる対処をするというような

ことなど上げているわけですがけれども、通報者は結構あるようですけれども、投棄した人が特定できた例は23年度はあったものでしょうか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 不法投棄の監視カメラにつきましては、仙北地域の八景橋近くに今年度は設置しております。次年度はまた場所を変えて設置したいと思っております。まずひとつはカメラに写った人がいるかということかと思っておりますけれども、これはちょっと確認されておられません。不法投棄の、実際に通報があって中身から確認できたかと、これは確認されてございません。投棄者が確認されておるかということかと思っておりますけれども、そこまで確認する、中身は調べておるわけですが投棄者は確認できませんでした。

○委員（佐藤文子） 23年度、パトロール活動に相当経費をかけているわけですがけれども、実際不法投棄はほんとに少なくなったと、カメラにも映し出されていないし、というふうなことで実際不法投棄というのは何カ所何件、どんな種類のものというふうなもので、統計されているものありましたらお知らせいただければ。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） 23年度の不法投棄監視員の報告の件数であります。4月から3月まで、大変失礼いたしました。4月から11月でございます。その間の通報件数が53件であります。

○委員（佐藤文子） これ通報というのは投げてあるよというやつと同じ、ここに書いてあるけど、53件が不法投棄がある通報で、これとゴミがある場所同じ、通報というのはこれ、パトロールが通報した件数？

○環境交通安全課長（平寛二） この通報件数とこの場所の数というのは一致しているというふうにご理解いただきます。それで、不法投棄物の内容ですがけれども、タイヤが41本、テレビ34台、缶が23袋、家庭ゴミ23袋、段ボール7枚となっております。

○委員（佐藤文子） テレビ34台というのは、あちこちに1台ずつあったわけじゃないと思います。まとまって投げられているようなものだったんですか。要するにそういう家電業者とかが引き取って、その辺の調査とか対応というのは一体どうあるべきかというのはどんなふう考えているものでしょうか。

○環境交通安全課長（平寛二） テレビが、業者が投げられたのではないかとということでございますけれども、テレビにつきましては最大で5台というものがございます。その



他4台とか、それ以下の状況であります。捨てられて発見されたものにつきましては、23年度において捨てたものもございますけれども、従前から捨てられておいたものを巡回している内に発見したということの方が多いう状況でございます。

○委員（佐藤文子） そうすると、誰が捨てたかわからないテレビだとか、家電のものを見つけて、結局市が責任を持って家電のリサイクルに回すということですか。その経費などは結構な金だと思うんですが。

○環境交通安全課長（平寛二） 家電リサイクル法に基づく品目については、その料金を支払って市が処理するという形でございますし、その他処理できるものについてはごみ扱いで市が処分すると、粗大ゴミのことでもありますけれどもそういう状況です。

○委員（佐藤文子） 燃えるゴミとか、焼却場にやれるゴミは何とかなるかも知れないけれども、監視カメラには全然写っている様子がなかったのね、なんにも。たまたまそのピンポイントに誰も、設置したところには投げに来なくて、投げに行く人、監視カメラがその辺についているんじゃないかとかって見ながら捨てているんでしょうかね。

○環境交通安全課長（平寛二） 監視カメラにつきましては、設置場所に監視カメラを設置してありますという表示も合わせてしておりますので、写らない、抑止して、そういう状況です。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 18ページ、最終処分場、旧町村の最終処分場の件ですけれども、各旧町村で最終処分場あって、それぞれのところさ120万近い経費かけるところだけでも将来、今のところ何も出ないから問題ないといえば問題ないわけですけれども、このままずっと毎年2千万ずつ処分場の処理というか、環境保全に努めることだけでも、将来このままずっと行くという解釈なものだか。何という方向になるのか。その場所場所によって、ケースバイケースあると思うんだけど、このままで仕方ないなど、このままで毎年2千万程度の金かけて管理していくという形なるのか、場所わからねから何とも言えねけれども、どういった考え方なのか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、平課長。

○環境交通安全課長（平寛二） この件につきましては、大曲地域はじめ現在太田地域の最終処分場が休止に入ったのが平成9年であります。最も遅く休止に入ったのが大曲・中仙であります。最終処分場につきましては、安定化するまで概ね5年以上の維持管理が必要とされて、その後廃止という段階になってくることでもありますけれども、5年以

上経ったものについても現在管理を続けている状況でございます。これにつきましては、廃止後、手続きを含めて、廃止の作業が生じてくるわけですけれども、現在国の方の補助制度の中にも廃止の制度がございません関係もございまして、この後、有利な制度が出て来るまで管理を続けていくことかと考えてございます。

○委員長（渡邊秀俊） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） そういう方向付けだとすれば仕方ないですけれども、かなり旧町村単位では大仙市のみならず旧町村単位で1箇所か2箇所こういった地域もあると思うし、いわゆるその後の管理、結構難しいのではないかなと思っていることひとつと、もう一つ、今の一部事務組合当然大仙の場合は南外に最終処分場あるわけだけれども、これだって平成32年頃か、満杯になるようで、少なくとも、今全部場所分からないから何とも言えないけれども、新たな処分場、作るとすれば今から当然環境アセスメントやらねば出来ねと思うけれども、こういった旧町村で使って今なおかつ手入れすれば使える場所あるとすれば、そういったこと考えたことないですか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、市民部長。

○市民部長（元吉峯夫） 現在旧市町で休止している処分場は7あります。この内水処理施設を持っているのは2箇所であります。それ以外は昭和初期ころのいずれ切り土してそこにゴミを捨てて覆土しているというような状況であります。さらにそこをという、再利用というお話でありますけれども、例えば場所によりましては無理を言って第2代目第3代目ということで、最終処分場を建設してきた場所もありますが、その地域の方々からは、今のところで、約束だから引き受けられませんというようなきちっとした約束になっている箇所もございます。実際に市内にどういう適地があるかというのは、この後大きな課題だと思っております。ただ、今放射性物質の問題で県北の方の民間の処分場が受け入れ出来ない状況になっておりますけれども、ただ、今年度もそうですが、大仙美郷クリーンセンターの焼却灰の飛灰については全量小坂の方に搬出しております。実際やっぱりあれだけの大きな施設でありますので、必ずしもその最終処分を自前で用意できればいいわけですけれども、そういったやっぱり民間のきちっとした会社さんでやられる最終処分場との兼ね合いも考えながら、何でもかんでも自前ということではなくて、ただ自前で持っていないと今回みたいな不測に事態に対応できないということの懸念もあるわけですけれども、その辺は少し柔軟に考えてこの後の計画を、長期的な展望をして行きたいと思っております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） 今部長言ったように、今回の飛灰の関係ももちろんガレキの処分の飛杯の関係もあるわけだけれども、今回は全量、今まで小坂町にやっていたものを全部南外さ持っていくのだしべ。今回持ってくるガレキの5, 200トンだっけか、その分だっただか知れてる量だと思うけれども、まずそれはそれでいいんだども、ということは、私個人的な考え方、いずれそれ一部事務組合といえども、ゴミの処理についてはもはやそういった時代でなくて、やっぱり民間に移行していくべきだと基本的に、今の一部組合との絡みもあるから簡単に来年度は知らねということはありませんことだけれども、それはそれでいいんだども、あれだっただけ平成32年だっけか、終わることだしべ、いまの施設そのものが。それ、今のとおりに地元でだめだよとはっきりしたものだから、そうだとすればやはり民間でこういったものを処理する時代さ入ったのかなと、いつまでも行政で過大な莫大な金をかけて、補助金あるといえども、かけてやる時代でもないし、やっぱり民間サイドさ移行していくべきではないのかなと、個人的にはそう思っているんだしよ。そういった関係から言えば、やっぱりこういった処分場、今まであったものを再利用できないとすれば、今すぐとは言えないけれどもそういう方向付けしたらいいじゃないのかなと思っているわけで、そこら付近、部長から。

○委員長（渡邊秀俊） はい、市民部長。

○市民部長（元吉峯夫） 今回のクリーンセンターの灰を小坂の方にやっておったわけですが、これはクリーンセンターの溶融炉の関係のことも実はあったわけですが、議長おっしゃるとおり、流れとしては民間のきちんとした会社がきちんとした管理の下にそういう処分をしていただけるということに乗っていつている流れではないのかなというふうに思っております。ですから、この後、今のいろいろな放射能の問題があって、足踏みする状況はあるのかなと思っておりますけれども、大きな流れとしては全てその域内に処分場を設けて、そしてそこに全部入れるというような形というのはなかなかこの後やはり環境に関して、住民の方々も非常に神経質になっておりますので、どんどん難しくなっていくのかなというふうに思っております。ですから、やはりある程度焼却したもの、それから最終処分場をいろんなところに求めていくというのが大きな流れとなっていくのではないかなと私どもも思っているところであります。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、環境交通安全課に関する質疑を終結いたします。

会議の途中ですけれども、2時15分まで暫時休憩いたします。

午後2時4分 休憩

---

午後2時14分 再開

○委員長（渡邊秀俊） それでは会議を再開いたします。説明をお願いします。

佐々木市民課長。

○市民課長（佐々木恭子） 議案第63号、平成24年度大仙市一般会計歳入歳出予算の内、市民課所管にかかる事業につきましてご説明申し上げます。予算書の61ページ(予算概要の3ページ)をお開き願います。2款総務費、3項戸籍住民基本台帳事務費、1目戸籍住民基本台帳事務費、10事業戸籍住民基本台帳事務費の予算額は、5,405,000円となっております。内容としましては、市民の居住関係や身分関係を公証するために、住民基本台帳事務、戸籍事務、外国人登録事務等を適正に迅速に処理するための経費で、コピー機のパフォーマンス料、コピー機及びレジスターのリース料、事務用消耗品費が主なものとなっております。財源としましては、国・県の支出金として、外国人登録事務委託金160,000円、人口動態調査事務委託金86,000円、電子署名認証業務関係移譲事務交付金49,000円となっており、その他として、戸籍手数料5,110,000円を見込んでおります。

続きまして、12事業 戸籍電算システム管理運営経費の予算額は、190,000円となっております。戸籍電算システムによる戸籍データの管理及び戸籍の記載や戸籍謄抄本の発行処理等、戸籍事務を正確かつ迅速に処理するための維持経費で、戸籍電算システムのプリンター用トナー等の消耗品費が主な経費となっております。財源としましては、戸籍手数料190,000円を見込んでおります。

続きまして、13事業 旅券発給事務費の予算額は、276,000円となっております。旅券事務にかかる消耗品費と交付用端末保守料が主な経費となっております。県からの権限移譲により、大仙市においても平成22年10月1日から業務を開始しておりますが、市民課窓口において戸籍謄抄本の申請と旅券申請手続きが同時にできることから、市民の利便性が図られているものと思われま。権限移譲後の平成22年10月1日から平成24年1月末までの市民課窓口における申請件数は1,562件となっております。財源としましては、市町村権限移譲推進交付金276,000円を見込んでおります。

続きまして、50事業戸籍住民基本台帳費負担金は、県内市町村で構成する秋田県戸籍事務協議会への負担金であり、26,000円となっております。この協議会が主催する住民基本台帳事務、戸籍事務、外国人登録事務等の研修会に参加することにより戸籍住基事務担当者の資質の向上が図られております。

次に65ページ(予算概要の3ページ)をお開き願います。3款民生費1項社会福祉費1目社会福祉総務費、18事業、人権啓発活動費の予算額は、1,313,000円であります。この事業は、法務省からの人権啓発活動地方委託を受けている秋田県の地域人権啓発活動活性化事業により、平成19年度から実施しております「人権の花運動」に要する経費であります。この運動は、市内の全小学校に依頼し、子供達がお互いに協力しながら花を育てることにより、命の大切さや相手への思いやりの心を育てるといった人権思想を身に着けることができることから、平成24年度も引き続き市内の全小学校21校で実施していただくもので、花の苗、プランター、肥料、腐葉土などの購入費用が主な経費となっております。財源につきましては、人権の花運動に対する「人権啓発活動費委託金」として、1,272,000円を見込んでおります。

次に66ページ(予算概要の3ページ)をお開き願います。50事業、社会福祉総務費負担金の内、市民課所管に係る負担金は、大曲人権擁護委員協議会への負担金として292,000円であります。大曲人権擁護委員協議会の現在の委員数は、昨年、横手と大曲が合併したことにより、66名となっております。この会の主な活動としましては、人権相談所の開設で、常駐相談所として、大仙市では毎週月・火・木曜日に大曲支局で開設されており、さらに、特設相談所として6月1日の人権擁護委員の日と12月の人権相談週間に合わせて年2回、市内の各地域で開設されております。また、人権教室の開催や、市内のイベント開催時に人権啓発活動も行っております。

- 委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） 大変ご難儀かけまして、私ども申し上げることは特別ございませんが、敢えて二つだけお聞きします。ひとつは、職員人件費、前年対比2,300万上がっているんだけど、2億5,500万、前年が2億3,200万で2,300万上がってるんだけど、窓口を特別強化するとかそういうことではねしか。
- 市民課長（佐々木恭子） 別にないです。
- 委員（本間輝男） 要は、システム情報、職員の階級の問題とかそれだけだしか。

- 委員長（渡邊秀俊） 答弁をお願いします。
- 市民課長（佐々木恭子） 人件費的には、システムの方を使っていますので、予算上は職員の昇給関係で上がっていると見ています。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） わかりました。もう一つ、本庁で時間外のサービスを延長してやっ  
ていただいていることに対して非常に敬意を表しますが、これの事業効果についてはな  
んと考えていますか。というのは、やはり効果ありという形を、だと思うので、支所と  
の関連を含めて少し説明していただければありがたいと思います。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、市民課長。
- 市民課長（佐々木恭子） 窓口延長に関しましては、午後7時まで本庁のみで行って  
おります。ただ支所につきましては、5時15分で、警備保障をやっている関係上支所  
の方では延長できないということで、本庁の方でやっておりますが、ほとんどの方が大曲  
地域の方に働きに来ている方の方が多いので、その方たちがちょうど帰り際に本庁の方  
によって取れるので大変助かっているというご意見は、来る方たちほとんどの方がおっ  
しゃってくださいしていますので、大変利用しやすくなっているのではないかと  
思っております。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） 私も、市民の中の声としては、非常にありがたいということは言わ  
れています。一部の中には仙北とか、大曲に近いところは、6時頃までやっていただけ  
ればなという声も実はないわけではないんです。警備保障の問題だけだとすればクリア  
できるような感じもしますので、課長が答えにくいとすれば市民部長だしな。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、市民部長。
- 市民部長（元吉峯夫） 本庁の窓口時間の延長サービスというのは軌道に乗って、定着  
してきていると思っておりますし今後も継続して参りたいと思っております。その拡大  
については、ちょっと、人数とか、実際にじゃあ今いる支所のスタッフの関係とかです  
ね、そういったこともありますので、ちょっと検討させていただきたいと思  
います。研究させていただきたいと思  
います。
- 委員（本間輝男） 終わります。
- 委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。はい、鎌田委員。
- 委員（鎌田正） ほんとに細かい数字で大変恐縮で、戸籍事務協議会って、全県の市町

村入ってる、これ例えばちょっとおかしげな言い方するかもしれませんが、入ってねば何とかなるものだけ、これ。ちょっと言い方おかしいかもしれないけれども、ということとはよ、こういったやつよ、果たして本当に必要なば何も俺文句どうのこうのと言うことねんだども、この先なってる人は、協議会の会長は誰なものなのか、ちょっと、俺いっつも思うんだしよ、実は。これに入ってねば何かあまり上等でねことあるんだしか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、課長。

○市民課長（佐々木恭子） まず、一応県内の市町村全て入っております。会長は秋田市長になっております。実際にこの協議会どういうことやっているかといいますと、毎年毎年どんどん法律改正がありまして、それに対して職員が個々に勉強すればいいんですけれども、やっぱり共通の認識で事務処理をしていかなければだめだということで、各市町村の担当職員が集まって研修会・勉強会をするということで、これについてはさらに講師の方を呼んで研修もやったりしますので、この会は継続していただきたい、担当者としては継続していった方が助かります、実際のところ。

○委員長（渡邊秀俊） はい、鎌田委員。

○委員（鎌田正） それはそうだと思うんだ、いつもこういった、何というか、我々の分からないような、一般市民が分からないような協議会というか形式的な協議会みたいなものいっぱいあるんじゃないのかなと思って今実は質問したわけだけれども、もちろん今言ったようなほんとに必要なものであれば異論ねんだども、何々協議会とかって、各町村で集まってよ、会費を納めて実体は何もなかったなということあったりするものだから実は質問、ちょっとこの件と全然違うんだども、例えば市と市で、この場で言うんたものではないかもしれないけれども、例えば道路関係の何々促進協議会とかって、或いはあったって実体は何も動いてね促進協議会あって、会費だけ納めてその会費どこさ行ったかといえ、ただ会費何百万という会費あるんだしな。特に今、本荘だとか高規格道路、実際見たら200万も会費集まって何にも活動していねんだしな、果たしてこういったやつ必要なのかなということ今ちょっと気付いたから、ほんとに必要なと分かれば何も異論はございませんので、何とかがんばって下さい。

○委員長（渡邊秀俊） はい、他に。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） はい、すいません。私の知っている人権擁護委員を、まず委嘱されている方がですね、人権擁護委員として相談に来られる方の内容は、民生委員さんだとか弁護士さんだとかにいろいろ相談すれば解決できるような内容がほとんどだというよ

うなことで、この人権に関わる重大な問題で、人権擁護委員が足を運ぶというようなことは滅多にあるものじゃないというふうなことを言うけしおの、大仙市でこうした人権に関わる、そして一方ではDVだとか、そういう防止の活動なんかもあるし、いろいろ法律の問題なんかも含めて、そういったこの人権擁護委員さんが具体的に关わる事例というふうなものがこの大仙市で起きて、そして市の中でそれ以外の部局との協議というか、すり合わせだとかそういったことでも擁護委員さんが関わるものなのかどうか、ちょっと教えてもらいたいと思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、市民課長。

○市民課長（佐々木恭子） 具体的な相談内容につきましては、やはり個人的な問題もありますので、こちらの方では中身については分からないんですけども、主に学校におけるいじめとか、外国人に対する近所の方のそういう、いじめまでは行かないですけども、それなりの相談とか、あとはやはり嫁姑の関係とか、あと境界関係ですね、土地の境界のトラブルとか、そういう関係で来ているということは聞いております。実際に、大曲支局管内で平成22年に受けた相談件数が266件だそうです。そのうちの人権擁護委員の方が受けたのが109件あるということで、今学校の方のいじめなんかもすごくいろいろ言われておまして、直接学校の方にSOSミニュレーターというものを置いてきて、子供たちが自分でいじめに遭ってるとかって感じの方は、お手紙に書いて法務局の方に送られていくような、そういう仕組みも取っているようで、それなりに相談はあるようです。

○委員（佐藤文子） わかりました、はい。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、市民課に関する質疑を終結いたします。

次に、小野地国保年金課長。

○国保年金課長（小野地淳司） 議案第63号、平成24年度大仙市一般会計予算のうち、国保年金課所管分についてご説明いたします。予算概要の4ページをお開き願います。はじめに、上段、3款1項1目90事業国民健康保険事業特別会計繰出金7億4千7百9万7千円につきましては、職員人件費等事務費の他、法定基準に基づく保険基盤安定、出産育児一時金、財政安定化支援分として5億9千7百9万7千円と安定化計画に添う一般会計支援分の1億5千万円が国保特別会計への繰出金でございます。次に同8目1



0事業医療給付費事務費、2百4万3千円につきましては、福祉医療に関する郵便料等一般事務費でございます。同じく11事業審査支払手数料の1千5百4万円については、福祉医療のレセプト審査支払手数料であります。同じく80事業医療給付扶助費については、事業説明書の3-7ページをお開き願います。事業名 医療給付扶助費で5億3千4百91万4千円で、県制度の福祉医療扶助費であり、23年度実績見込みを勘案し、乳幼児医療、ひとり親家庭の児童医療、身体障害で7,098人と見込み予算計上しております。事業説明書の次の3-8ページは、同じく81事業の医療給付扶助費（市単独上乘分）で、1億3千5百18万6千円であります。福祉医療費の内、市単独実施分で実施しております、県補助基準を拡大して実施している乳幼児と小学生の医療扶助と特定疾患対象者の医療扶助でございます。23年度実績見込みにより計上しております。なお、県において福祉医療の拡充として、小学校卒業までを県の補助事業対象とすることから、市においては子育てに係わる経済的な負担の軽減を図るため、平成24年8月から、市単独で中学生の入院時の医療費無料化を実施いたします。なお、財源等更正については、この後の補正で対応して参りますので、よろしくお願いたします。

次に、当初予算概要に戻って頂いて、3款4項1目10事業国民年金費事務費の58万4千円につきましては、国民年金事務のための消耗品や郵便料などの一般事務費でございます。次の、4款衛生費1項6目93事業旧老人保健費、14万7千円は、老人保健法廃止に伴う、経過措置に係わる請求遅れや過誤調整分に係る医療給付に伴う返還金が想定されるため、一般会計で処理するため計上したものであります。

次の94事業 旧太田国民健康保険診療所費 95事業 旧太田国民健康保険歯科診療所費、それぞれ10万円につきましては、平成24年3月診療までの保険種別誤りや保険請求点数等の過誤調整返還金が発生した場合の返還金見込額を計上したものであります。次の、14目12事業 後期高齢者保健事業費 2百72万円は後期高齢者の保健事業として人間ドック受診者に対し、検診費助成を行うもので、日帰り、1泊ドック合わせ200人を見込み予算計上しております。次の50事業後期高齢者医療費等負担金の9億7千2百62万4千円につきましては、後期高齢者医療制度に伴う秋田県後期高齢者医療広域連合への負担金で、医療費分の市町村負担割合12分の1及び事務費負担でございます。同じく、90事業後期高齢者医療特別会計繰出金の3億4千7百59万3千円につきましては、職員3名分の人件費等事務費2千8百93万3千円の他、広域連合で決定する後期高齢者医療保険料の軽減額に対する国、県、市負担の保険基盤安定

繰出分として、3億1千8百66万円を計上してございます。以上でございますが、よろしくお願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方はお願いします。灰、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 医療給付扶助市単独上乘せについてお尋ねします。中学校まで拡大をしますと、実際医療費としてはどれくらいの額になるのでしょうかということと、それから何と言ってもなかなか所得制限を廃止できない状況にありますけれども、5%の中学生、2,400人くらいでしたっけか、中学生は、2,300人、その5%程度というと、ほんとに少ないわけですが、こういった方々の所得、具体的にどれくらいの収入で所得がいくらになると該当にならないのか、その辺の独自の所得基準というふうなものを考えておられるようですので、その方法をちょっと教えていただきたいというふうに思います。三種町なども中学生まで所得基準を、制限を廃止しまして、中学校まで無料になるというふうなことも発表されておりますので、流れは急速に中学校無料化の所得制限なしという方向が強まってきておりますが、課長としては痛しかゆしのところもあろうかと思いますが、再度委員会からそういうふうな強い要望が出たと、所得制限の要望が更に出ましたというふうなことを言ってもらいたいもんだと思います。いかがでしょうか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、小野地課長。

○国保年金課長（小野地淳司） この福祉医療制度につきましては、県の方で、いわゆる小学校まで拡充して実施したいということで、アンケート調査もありまして、各市町村横並びでということで実施されるものと思われま。制度そのものは24年の8月を目途にしてございますので、8月制度開始ですと支払いが2ヶ月遅れ、10月ですので、半年間は現行の制度、それから24年の10月から半年が新しい制度という形になるかと思えます。当初予算につきましては、従来どおりの考え方で、小学校拡充単独で行っておりますのでその分ということで予算計上してございます。先ほども話しましたが、県制度を受けて大仙市どうするのかということを決めた上で、6月補正で財源の補正をしたいというふうに考えておるところであります。今回、県の方で小学校まで拡充して県補助2分の1を出していただけるというような制度改正の内容になるということで、市といたしましては、更にこれを拡充して行ったらどうなのかということで検討したわけでございますが、中学校の入院を取り敢えず今回県制度を拡充いただくと

ということで大仙市としては中学校の入院を拡充したいという考え方を持ったところであり、ます。ざっと試算したところなんです、入院だけで10月からだと半年分なるわけですが、中学校の入院のみでいきますと、400万ぐらいあると財源的には間に合うのかなという試算をしております。いわゆる財源構成からいきますと、今小学校のところが全て一般財源ということで、なっておりますが、その分に、今回所得制限が県の方で上乗せしながらということになって参りますけれども、財源的には現在当初予算に持っている財源から、そんなに額的には増えないだろうという想定で試算をしております。

もう一点、所得制限の全廃ということで一般質問等ありましたけれども、市といたしましては、県で今新しい所得制限につきましては、扶養人数ゼロの場合父母それぞれの所得額については460万という設定をさせていただきます。というのは、旧児童手当の所得制限を用いまして、扶養人数ゼロの場合はそれぞれ460万という設定になっております。大仙市の場合は、例えばこれが、例を申し上げますと、例えばお父さんが450万、お母さんが450万、この場合は二人とも460万以下ですので、クリアできて福祉医療の該当になるということなわけでございますが、例えばこれがお父さんが500万でお母さんが0の場合、これは460万お父さん超してますのでもらえないと、福祉医療の該当にならないということになってしまいます。そうなりますと、例えば今の例に述べたように夫婦で900万、450万、450万で900万もらってる人はOKで、お父さんが500万の人はだめだということになってしまうという今の制度になっています。県で作ろうとしているのは。ということで、従来のいわゆる父母の合計所得額ということでうちの方拡充してきましたけれども、そういうことでこの460万にある程度拡充して、これを拾い上げるような拡充制度の所得制限を設けたいというふうに今考えております。今は県で267万2千円に市といたしましては合計額で130万足した部分で397万2千円という、設定しておりますけれども、ここをもうちょっと拡充しながらですね、県の所得制限を更に拡充していきたいと思っております。いわゆるこの前の一般質問にも大体95%以上の方々は福祉医療も該当になるということで、残りの5%を拾ったらいいんじゃないのかなというようなご意見だったわけでございますが、市長が申し上げたように、ある程度高所得者の方には負担していただく、ようするにお互い助け合う補助的な考え方の制度設計をしたいということでございますので、その点についてはご理解いただきたいというふうに思います。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 半年分で300万から400万あればいいと、そうすれば残る5%の方々の部分も考えても、ほんとに金額的には少ない額というふうなところ、そのところを何としても貰うことが必要だというふうに、これもちょっとなんかね、いや、その、そういうふうなことを感じたところですけども、もう一つその、県が児童扶養手当に準拠した所得制限の、設けてる、それまず親1人、一方の収入が基準を超えれば該当しないと、だから合算の所得にすべきだと、基準にすべきだというのが市長の考えのようでありましてけれども、もし実際合算した金額が結局その所得基準をすれすれに超えてしまった場合には、該当にならないという、そうした不合理も発生しないかと心配したところなんです、その辺はどう思いますか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、課長。

○国保年金課長（小野地淳司） どうしても制度上、所得制限というのはライン引きをしなければ出来ないということでありまして、例えば千円超えてもだめ、千円以下ではOKというのは、これどこの所得制限も受ける場合でもどの制度でもそういうことがついて回るものだというふうに思っております。そこら辺は致し方ないのかなというふうに感じる場所でありまして、いずれこの制度については基本的には県の福祉医療制度でありまして、県の方でいわゆる所得制限を設けているということを見ますと、それを無くすというのもひとつでありますけれども、市といたしましては県の所得制限を基準に更にその所得制限を拡充するという考え方で施策を進めたいということでありまして、よろしくお願ひしたいと思っております。

○委員（佐藤文子） 要望は要望として。

○委員長（渡邊秀俊） 他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ、国保年金課に関する質疑を終結いたします。

次に、西村消費生活相談室長。

○消費生活相談室長（西村とも子） 消費生活相談室 所管の3事業について、ご説明いたします。予算書の102ページ、103ページ、事業説明書は、3-24、25ページ、予算概要の8ページをお開き願ひます。7款1項5目10事業の消費生活対策事業費光基金分の306万1千円は「大仙市住民生活に光をそそぐ基金 繰入金」を消費者行政の推進に充当するもので、主に消費生活相談窓口の機能強化と消費者被害の未然防

止を図るための消費者教育、啓発事業の実施に活用するものであります。消費生活相談の迅速な解決を行う、消費生活相談員2名雇用のうち、1名分の雇用に係る経費、相談員のスキルアップ研修への参加旅費、地域への情報提供や啓発活動を協働で行っていただく消費生活推進員の報酬、出前講座・本所市民課、支所市民サービス課の窓口に配布するパンフレットの購入経費、広報だいせん掲載料等の啓発事業などの経費でございます。財源につきましては、基金繰入金 302万1千円、一般財源4万円を見込んでおります。

続きまして、同じく11事業の消費生活相談臨時対策基金事業費の212万円は、地方消費者行政活性化のために県に創成された秋田県消費生活相談対策基金事業費補助金で、相談窓口の機能強化と消費者教育、啓発事業等に活用するものであります。消費生活相談員2名雇用のうち、1名の雇用に係る経費、相談員のスキルアップ研修への参加旅費、弁護士による無料相談会・講演会の謝礼、街頭PR等の実施に伴う経費でございます。財源につきましては、県支出金211万1千円、一般財源9千円を見込んでおります。

続きまして、同じく50事業の消費生活対策費負担金1万9千円は、秋田県都市消費者行政協議会負担金、5千円と東北都市消費者行政協議会負担金1万4千円で、秋田県内、並びに東北各市が消費者行政の諸問題について情報交換と研修を行うもので、研修会等に参加することにより担当者の資質の向上と消費者施策の推進が図られるものであります。

以上でございますが、よろしくご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

- 委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いいたします。はい、本間委員。
- 委員（本間輝男） 課長、大変ご難儀かけています。正直言って、こういう世の中ですので、こういう制度が出来たということで、初めて担当する課長としては大変難儀しているというよりも、範疇が大きすぎて大変気の毒だなと思われまます。正直言って、23年度事業見て、課長としての、基本的にどういう考え持ったのかなというのを1回聞いてみたいなと思ってました。というのは、消費者金融を含めて、大変だというのが私の本音ですが、正直なところいかがでしたか。単刀直入で結構です。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、西村室長。
- 消費生活相談室長（西村とも子） 2月現在まで143件の相談が寄せられております。

業者の方もほんとに巧妙な手口で消費者を狙って来て参りますので、今まででしたら1件の相談につきまして1回の相談で解決の方向に導けるものが多かったんですが、なかなか手口が巧妙だということで、相談に対応する時間なんかはかなり費やしますし、相談者からも5回、6回と出向いて貰うことも多いです。その中で、ほんとにさまざまな相談ですので、法律等もまたその上の方にあるものですから、大変な業務になっておりますけれども、相談室が設置されたことによりまして、相談の方も増えておりますし、今までと違った意味でその後のさまざまな継続的な啓発事業だとかいろんな面で広がっていくので、市民にとってはそういう場所が設けられたということでいい方向に行っていると思いますし、またさまざまな関係機関と共同で啓発等も行っておりますので、そういう面では窓口なんかの場合も広げながら市のさまざまな相談の振り分けをしながらやっていくという中では、市民の力になればと思っております。

○委員長（渡邊秀俊） はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 大変ご難儀かけます。市民部長にちょっとお聞きします。この相談員の方々というのはある程度専門性を求められるということで、今現在に関しては相談員の方々、これ光の基金部分とそれから消費の臨時基金対策事業費の両方から基金あるから、補助金があるから採用するという形なんだけれども、私に言わせればこれ職員だけでは出来ない、やっぱりある程度懐に飛び込んで行くだけの相談員の方々も必要だと思いますので、こういう事業こそ市単独の補助をもって、やっぱり大仙市らしさの相談というものをケアして行く方向にあるような気がしてならないんだけれども、今は当初予算だからあれだけでも、やっぱり相談に応じて補正対応するなり、少し柔軟性を持った相談員の拡充ということも必要でないかなと私思ってます、常日頃。そういう点についてはいかが感じてますか。

○委員長（渡邊秀俊） はい、市民部長。

○市民部長（元吉峯夫） 相談スタッフとしては職員が3名、臨時で雇用しております相談員が2名という、5名体制でやっております。やはりある程度のスキルそれから経験、そして回数を重ねていく、そして研修を受けるということが大変必要な業務だというふうに思っております。これを全て常勤の職員でまかなっていくというのもなかなか難しいものでありますので、やはり、どうしても専門の相談員ということを要請して、出来るだけ長い期間相談員としてお手伝いして貰いたいというふうに思っております。いまのその、財源的にはこの基金を活用させていただいておりますけれども、私どもの考え

としては、もし許されるのであれば今の方々にやっていただけるという気持ちがあるのであれば、市単独費でも引き続きやっていかなければいけないと思っておりますし、また、例えば今非常に巧妙なという課長の方からもありましたが、特にインターネットとか、最新の情報機器を使った詐欺まがいの事案というのも非常に多くなっております。そういった場合は、この後の相談の対応にもよりますけれども、そういった特別の、とにかく専門性、プロパー的に活躍していただける方の養成というのも合わせて考えていかなければいけないというふうには常々思っているところでございます。

○委員（本間輝男） あ、これ大事なものであると同時に、個人情報保護法という網の中で、非常に巧妙になっているのは事実なので、やはりこれ年度途中でも事案が多くなったとすれば、市単独で取り組むような強い姿勢がやっぱり求められると思うし、職員さん方もそれに対して応えようとしても、どっかで踏み切れない、一線を越えられない域というのは当然職員さん方にあるので、そこら辺を前向きにやっぱり検討してみてください。そういう予算については大賛成いたしますので、何時でも出していただければ幸いです。

○委員長（渡邊秀俊） はい、市民部長。

○市民部長（元吉峯夫） 大変心強い応援ありがとうございました。一生懸命がんばりますのでよろしく願いいたします。

○委員（本間輝男） 終わります。

○委員長（渡邊秀俊） はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 年間に百何十件という相談数に応える時間と場所、確保の点とかいまで十分なのでしょうか。こうした事案の相談は、出来るだけきちっとした相談室の確保が必要ではないかと思うんですが、1階の相談室等は2つほどあるようですが、そちらはそちらで福祉部の相談件数に対応する場所でもあるかと思っておりますので、その辺、部屋の確保と相談のプライバシーの保全というふうな立場でそのへんのところ、どのように感じになっているのでしょうか。

○消費生活相談室長（西村とも子） 相談室の件につきましては、今佐藤委員がおっしゃったように、相談室一角を仕切るような形で使っております。特に高齢の方とかそういう場合は、下の総務部の方の相談室をお借りしてるんですけども、向こうの方も結構、今生保だとかということで混み合っておりますので、なかなか向こうの方よりも自分の方の相談室を使うような状態にありますけれども、総務とのこの前の情報交換の時も、

やはりきちんとした、個室した部屋が欲しいということは申し伝えておりますけれども、そちらサイドでどういうふうな形で検討されるかと思っておりますけれども、やはり本庁の方にその機能がなければなかなか、以前消費生活相談所の方では女性センターの方で行っていましたが私としては本庁といたしますか、市役所の方にあった方がいろんな面で相談の中身もですね、やはり本庁内でそういう部屋が確保できればと思っておりますので、常に要望していききたいなというふうに考えております。

○市民部長（元吉峯夫） ちょっと1年暮らしてみても、何か作りましたけれども今の相談の所のスペースというのは、ちょっとやっぱりやってみていろいろ不都合があるなというふうに私どもも思っています。やっぱり総務部、管財課の方にきちんとした部屋をとということで要望もしておりますし、ただちょうど年度末ですので再度要望して参ります。

○委員長（渡邊秀俊） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ消費生活相談室に関する質疑を終結いたします。

以上で、「平成24年度大仙市一般会計予算」の内、市民部に関する質疑を終了いたします。なお、本件に関する討論及び採決は、後ほど総務部と一緒にまいります。

会議の途中ですけれども、3時10分まで休憩いたします。

午後3時1分 休憩

---

午後3時10分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 会議を再開いたします。次に、議案第64号、「平成24年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算」を議題といたします。当局の説明を求めます。小野地国保年金課長。

○国保年金課長（小野地淳司） 議案第64号、平成24年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算につきまして、ご説明いたします。内容につきましては、予算概要の5ページにてご説明いたします。平成24年度大仙市国民健康保険事業特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ100億3千595万2千円とするものであります。まず国民健康保険事業特別会計の当初予算編成につきましては、先般策定した国民健康保険事業運営安定化計画の変更版に基づき、国民健康保険税については、税率を据え置くこととしております。また、国保財政の支援として、一般会計からの基準外の繰入金を運営安定化計画により、1億5千万円として予算計上しております。



始めに、歳入でございますが、1款国民健康保険税につきましては、現行税率とし、被保険者数については、23年度実績から一般被保険者22,794人、退職保険者2,692人と見込み推計し、一般被保険者国民健康保険税に18億2千6百78万4千円、退職被保険者等国民健康保険税に1億9千98万5千円を計上しております。2款使用料及び手数料につきましては、国保税の督促手数料でございますが、23年度実績見込みにより百54万2千円を計上いたしております。

3款国庫支出金23億1千3百71万2千円につきましては、次の療養給付費等負担金は、国の交付基準に基づきまして、歳出の医療費、介護納付金、後期高齢者支援金等の約32%の、15億4千4百33万8千円を計上いたしております。高額医療費共同事業負担金につきましては、歳出の高額医療費拠出金の4分の1が国の負担金として交付されるもので、6千3百70万円を計上いたしております。特定健康診査等負担金につきましては、20年度から医療保険者に義務付けられました、40歳から74歳までの歳出特定健診費用に対し、基準額の3分の1が国から交付されるものであり、8百95万円を計上いたしております。財政調整交付金につきましては、ルール分による一般被保険者の療養給付費等に対する約9%の普通調整交付金と経営姿勢評価等による特別調整交付金で、23年度実績見込みを勘案し、普通調整交付金を6億3千5百23万5千円、特別調整交付金を6千48万9千円を計上いたしております。

4款 療養給付費交付金8億9百24万7千円につきましては、退職被保険者の医療費に対して、支払基金から退職被保険者分の税を控除した残りの全額が交付されるものであります。5款 前期高齢者交付金20億9千9百50万3千円につきましては、支払基金から交付されるものですが、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費等に関して、国保と被用者保険との間の、高齢者の加入割合等により、医療費負担の不均衡を調整されるもので、23年度の実績を勘案し計上いたしております。

6款県支出金5億4千7百94万5千円で、福祉医療基盤強化県補助金につきましては、県の福祉医療実施に係わる国保会計への影響緩和のため、交付されるもので、2千2百68万円の計上であります。高額医療費共同事業県負担金は、歳出高額医療費拠出金の4分の1が県より交付されるもので、6千3百70万円を計上いたしております。特定健康診査等負担金につきましては、国庫支出金と同様に特定健診費用に対して、県から3分の1が交付されるものでございまして、8百95万円を計上いたしております。都道府県財政調整交付金につきましては、一般被保険者の療養給付費等の9%がルール

分として県から交付されるもので、23年度実績見込みを勘案し4億5千2百61万5千円を計上いたしております。

7款共同事業交付金12億4千5百51万円で、高額医療費共同事業交付金は、1件80万円を超える高額療養費に対して、国保連合会より交付されるもので、23年度実績見込みにより2億7百22万5千円を計上し、2目保険財政共同安定化事業交付金につきましては、30万円を超える高額医療費に対して、国保連合会より交付されるもので、23年度実績見込みを勘案し10億3千8百28万5千円を計上いたしております。

8款財産収入につきましては、財政調整基金の預金利子として存置項目の千円であります。次の、9款繰入金のうち、財政調整基金繰入金は、保険給付費の伸びに対応するための繰入金で、2億円を計上しております。一般会計繰入金につきましては、保険税の軽減に伴う保険基盤安定繰入金として3億6千3百41万3千円、職員給与費等一般管理費として1億2百16万1千円、出産育児一時金として2千2百40万円、財政安定化支援として1億9百12万3千円の繰入金までが、ルール分の繰り入れであり、それらの財源として、保険基盤安定繰入金の4分の3は国・県から負担金として交付され、その他は交付税算入されております。また、その他繰入金の1億5千万円については、安定化計画に基づいた支援の、基準外として一般会計からの繰入金をお願いするものでございます。10款繰越金につきましては、23年度の決算見込みからの財源として4千5百16万4千円を計上しております。11款諸収入7百46万2千円につきましては、保険税の延滞金、また、交通事故等加害者による第三者納付金、資格喪失後の受診等に対する返還金等の不当利得納付金等、23年度実績見込み等を勘案し、計上しております。次の6ページをお開き願います。

歳出でございますが、1款総務費職員人件費につきましては、職員8名分の人件費として6千3百53万3千円を計上いたしております。管理事務費につきましては、国保連合会に対する電算処理委託料の他、一般事務費・郵便料等として2千8百39万7千円を計上いたしております。医療費適正化特別対策事業費につきましては、レセプト点検臨時職員賃金1人分の他、レセプト二次点検委託料等として5百24万9千円を計上いたしております。賦課徴収費につきましては、1千9百91万7千円で、納税通知書の印刷代、納税組合への補助金等を計上しているほか、収納率向上を図るため、嘱託職員3名、臨時職員1名分の賃金等で、その所要額については県調整交付金として交付されるものであります。滞納処分費につきましては、消耗品・郵便料等で46万9千円

を計上いたしております。次の運営協議会費につきましては、運営協議会委員12名の報酬等で、24万1千円を計上いたしております。

次の2款保険給付費につきましては、年間一人当たりの保険給付費の過去3年間の伸び率を勘案し、一般被保険者では70歳未満を3.31%、70歳以上を2.05%の増として見込み、退職被保険者については3.0%の伸びを見込んでおります。被保険者数では500人程度減少する見込みとしていることから、平成23年度当初比較では0.5%の減で予算計上しております。一般療養給付費に50億2千4百35万6千円、次の一般療養費に5千97万3千円を計上いたしております。退職療養給付費につきましては、60歳から64歳までの退職者医療費でございまして、6億1千8百5万9千円を計上しており、退職療養費には6百27万6千円を計上しております。次に、審査支払手数料につきましては、レセプト1件当たり単価53円で実績見込みにより、2千3百76万円を計上いたしております。一般分高額療養費につきましては、23年度の伸び率を見込みまして、5億4千2百16万9千円を計上いたしております。退職高額療養費につきましても伸び率を勘案し6千8百11万9千円を計上いたしております。一般分高額介護合算療養費については32万円、次の退職高額介護合算療養費については、存置項目として1千円を計上いたしております。出産育児一時金につきましては、1件当たり42万円の80件を見込み、3千3百60万円を計上いたしております。同じく次の出産育児一時金支払事務手数料は、出産費用の直接払い制度実施により、国保連合会に業務委託手数料として1件210円を支払うもので、1万7千円を計上しております。葬祭費につきましては、1件当たり5万円の200件分を見込んで、1千万円を計上いたしております。一般被保険者移送費及び退職被保険者移送費につきましては、前年度と同額のそれぞれ10万円を計上いたしております。

次の3款 後期高齢者支援金につきましては、医療保険者が後期高齢者医療制度に支援する4割に相当する分でございまして、12億4千3百49万1千円を、後期高齢者関係事務費拠出金につきましては、社会保険診療報酬支払基金への事務費拠出金でございまして、実績見込みにより9万8千円を計上いたしております。

次の、4款 前期高齢者納付金につきましては、65歳から74歳までの前期高齢者の医療費に関して財政調整を図る制度であり、百30万8千円を計上し、前期高齢者関係事務費拠出金には、9万6千円を計上いたしております。次の、5款 老人保健医療費拠出金につきましては存置項目として1千円。また老人保健事務費拠出金については、

精算事務の関係で事務拠出金として8万4千円を計上しております。次の、6款 介護納付金につきましては、23年度実績見込みにより6億2千71万7千円を計上いたしております。

7款共同事業拠出金のうち、高額共同事業拠出金には、80万円以上の高額療養費に対し県内市町村が共同事業を行うもので、国保連合会の積算により、2億5千4百80万3千円を計上いたしております。共同事業拠出金1万円は、年金受給権者一覧表作成経費負担金につきましては、退職者医療該当者把握のためのリスト作成委託料であります。保険財政共同安定化事業拠出金につきましては、歳入でもご説明いたしましたが、30万円以上の高額医療費に対しての共同事業であります。前々年とその前2年の3年間の実績から、国保連合会の方で負担額を積算するものですが、11億1千8百10万7千円を計上いたしております。高額医療費共同事業事務費拠出金63万3千円と次の保険財政共同安定化事業事務費拠出金20万9千円につきましては、国保連合会への共同事業事務費の拠出金であります。次の、8款 保健事業費につきましては、医療保険者に義務化されている、特定健診事業を中心とした予算編成であり、特定健康診査等事業費には、23年度実績を勘案し、6千5百37万円を計上しております。なお、24年度から40歳代の国保被保険者の方々に対し、心電図検査と眼底検査を市単独の追加検査項目として実施いたします。保健事業費は、人間ドック受診助成の対象年齢を40歳から35歳に引き下げ実施するほか、新たに禁煙サポートにより、生活習慣病のリスクを減らす目的から、禁煙治療助成を実施することとし、2千3百63万を予算計上しております。

次に、9款 公債費は一時借入金利子で、実績見込みにより百99万4千円を計上いたしております。10款諸支出金につきましては、税過年度還付金として、国税の還付金の一般と退職被保険者分をあわせ、7百74万3千円を計上いたしております。返戻金は存置項目として1千円を計上いたしております。11款 財政調整基金積立金につきましては、安定化計画に添いまして、歳入でも説明いたしましたが、一般会計からの支援分の繰入金と基金利子合わせて1億5千万1千円を財政調整基金に積立するものであります。12款予備費につきましては、緊急な医療費の増等や国等に対する返還金に備えるための必要額として5千2百万円の計上をお願いするものでございます。

以上でございますが、よろしく願いいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある

方は、お願いいたします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) 討論なしと認めます。これより採決いたします。

本件は原案のとおり可決することに、ご異議ありませんか

(「なし」と呼ぶ者あり)

○委員長(渡邊秀俊) ご異議なしと認め、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長(渡邊秀俊) 次に、議案第65号「平成24年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算」を議題といたします。当局の説明を求めます。小野地国保年金課長。

○国保年金課長(小野地淳司) 議案第65号、平成24年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算につきまして、ご説明いたします。内容につきましては、予算概要の7ページにてご説明いたします。平成24年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8億8千7百69万3千円とするものでございます。

始めに歳入でございますが、1款後期高齢者医療保険料につきましては、保険料の賦課決定は保険者である秋田県後期高齢者医療広域連合が行うこととありますが、平成24年度が2年ごとに見直される保険料率算定の年度となっており、秋田県後期高齢者医療に関する条例により所得割については現行7.18%を0.89%アップし8.07%に、均等割額現行38,925円を785円アップし39,710円となります。また、賦課限度額も5万円引き上げて55万円にする高齢者医療確保法一部改正が行われており、これらの保険料率で試算された保険料についての徴収は、市が徴収するもので、広域連合から示された徴収金額に基づき予算計上しております。

特別徴収保険料に4億3千56万4千円を、普通徴収保険料現年度分に1億7百64万1千円を計上し、普通徴収保険料滞納繰越分は85万6千円を計上しております。次の、2款証明手数料につきましては、納付証明及び督促手数料ですが、証明手数料は存置項目の千円を、同じく督促手数料には、平成23年度の実績により20万円を計上し

ております。次の、3款 一般会計繰入金 3億4千7百59万3千円につきましては、職員人件費等事務費及び広域連合で決定される保険料の軽減額に対し、保険基盤安定繰入金として国県4分の3、市4分の1の負担を一般会計から繰り入れるものであります。4款繰越金については、存置項目の千円を計上いたしております。次の、5款諸収入につきましては、延滞金は2万3千円、過料は1千円の存置項目、保険料還付金75万5千円については、異動等に伴う還付金の財源として広域連合から交付されるもので、23年度実績見込みにより計上しております。また、還付加算金は存置項目の千円を、雑入には広報誌掲載に係わる広域連合からの助成額5万7千円を計上しております。

次に下段の歳出でございますが、1款総務費 職員人件費につきましては、職員3名分の人件費として2千48万5千円を計上いたしております。管理事務費については、一般事務費の消耗品費・郵便料等で、4百87万9千円を計上いたしております。徴収費につきましては、市町村事務であります保険料徴収に係る納入通知書等の印刷、郵便料などの一般管理事務費として3百82万8千円を計上いたしております。次の、2款後期高齢者医療広域連合納付金 8億5千7百74万5千円につきましては、保険料及び保険料軽減分の保険基盤安定繰入金の歳入同額を、広域連合へ納付するものであります。次の3款諸支出金の保険料還付金につきましては、過年度分の還付金として23年度実績見込みにより75万6千円を計上しております。以上でございます。よろしくお願いたします。

- 委員長（渡邊秀俊） 説明が終了いたしました。これより質疑を行います。質疑のある方は、お願いたします。はい、佐藤委員。
- 委員（佐藤文子） 直接職員が伺って徴収する普通徴収で、納付書だけでは高齢者といっても所得が非常に少ない高齢者からは、普通徴収なるわけですので、こういった方々から保険料をいただく、理解していただくこと自体が大変なところもあるわけですが、そういった点で、納付書以外で直接徴収に行っている件数なんかはわかりますか。
- 委員長（渡邊秀俊） はい、小野地課長。
- 国保年金課長（小野地淳司） 徴収につきましては税務課の方で行っておりますので、直接お宅に伺ってというか、例えば督促等行って、納付書来てるの知らなかったとかという場合もありますので、そういう点については税務課の方で電話をかけながらというふうなお話も伺っておりますので、直接何件あるのかというのは把握できておりません。
- 委員（佐藤文子） わかりました。

○委員長（渡邊秀俊） ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ質疑を終結いたします。

これより討論を行います。討論はありませんか。はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 平成24年度大仙市後期高齢者医療特別会計予算につきましては、今年度4月から後期高齢者医療保険料が、説明でもありましたように、引き上げられるというふうなことで、高齢者の耐え難い負担がまた始まります。市当局では徴収事務というふうなことだけなわけでありまして、いずれにしても高齢者に保険料負担を強いる本予算には賛成しかねるものであります。いじょうです。

○委員長（渡邊秀俊） 他に討論はありませんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 概ね市民を目線に考えた予算でございますので、私は賛成をいたします。

○委員長（渡邊秀俊） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論を終結いたします。これより議案第65号を採決いたします。

この採決は、挙手により行います。本件は原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（委員5人中 挙手4人）

挙手多数であります。よって本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、陳情第49号、「公的年金の改悪に反対する意見書提出を求めることについて」を議題といたします。本陳情に関し、当局より参考意見がありましたらお願いします。小野地国保年金課長。

○国保年金課長（小野地淳司） 一応、この陳情内容を見ますと、公的年金の特例水準解消2.5%削減は行わないことを求めるという内容のものでございます。この特例水準2.5%ということですが、平成11年から13年に物価が下落した際、本来でありますと翌年の平成12年から14年度の年金額は、3年間の累計で1.7%の引き下げということになっていたわけですが、当時の社会経済情勢に鑑み特例的に年金額を据え置く措置というふうになっております。平成16年度の年金法の改正におきまして、将来に向けての賃金物価の上昇が伴えばこの特例水準を解消するという措置としてございましたけれども、それが現実的には賃金物価の下落が続いていること

によりまして、その措置は発動されませんで、本来水準と特例水準との差は縮まらず、23年度現在でその差が2.5%に拡大しているということでもあります。社会保障審議年金部会におきまして、これは平成23年の12月に行われているようですが、特例水準について、世代間の公平の観点から、及び年金財政の早期安定化を図る観点から、この3年以内に解消するということが必要だという意見が多数占めたということによりまして、今回国の方でこれを閣議決定し、法案に提出したいとしているものであります。ちなみに、国民年金の40年収めていただいて、満額ですと今月額6万5,741円あります。これが今物価スライドによって4月にこれが200円下がりまして、6万5,541円にまで落ちます。これは決まっております。さらにこの2.5%削減のうちの3年でございますので、今回0.5%下げたいということで、更に600円を10月から下げたいというような法案が提出されるということでのこの陳情の内容と申しますか、行わないようにというような内容の要でございます。以上でございます。

○委員長（渡邊秀俊） ありがとうございます。

本件に関して、ご意見・ご質問等ありませんか。

暫時休憩いたします。（午後3時37分）

会議を再開いたします。（午後3時38分）

○委員長（渡邊秀俊） これより採決いたします。本件は採択と決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 異議なしと認め、本件は採択すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） ただいま、陳情第49号が採択されましたので、会議規則第14条第2項の規定により、委員長名で議長に意見書案を提出いたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議ありませんので、委員長名で議長に意見書案を提出することに決しました。事務局から意見書案を配付させます。（事務局、意見書案を配付）

ただいま配布いたしました意見書案は、陳情者から提出された案を、事務局で作成したものです。ただ今お配りいたしました意見書案について、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）



○委員長（渡邊秀俊） ご異議がありませんので、この意見書案を議長に提出することに決定いたしました。

---

○委員長（渡邊秀俊） ここで、暫時休憩いたします。

議案第48号及び63号については、休憩後に採決いたしますので、それに係わる職員以外の方は退席して下さい。

午後3時40分 休憩  
(総務部長及び関係課長入室)

---

午前3時44分 再開

○委員長（渡邊秀俊） 休憩前に引き続き、会議を再開します。冒頭平課長から発言の申し出があります。

○環境交通安全課長（平寛二） 先ほど県の環境保全センターの覆土に関する質問がございまして、県の環境整備課に確認いたしましたところ、これにつきましては埋め立てに際し、3m廃棄物を埋め立てたことに対し10cmの覆土を実施し、適正に管理しておるとのことです。以上であります。

○委員長（渡邊秀俊） はい、ありがとうございました。

これより、議案第48号、「平成23年度大仙市一般会計補正予算（第14号）」を再び議題といたします。これより討論を行います。討論はありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） 討論なしと認めます。これより議案第48号を採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、本件は、原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、議案第63号、「平成24年度大仙市一般会計予算」を再び議題といたします。これより討論を行います。討論はありますか。

はい、佐藤委員。

○委員（佐藤文子） 私は、議案第63号、平成24年度大仙市一般会計予算に反対する

立場から討論いたします。昨日衆議院では平成24年度一般会計予算が可決され、合わせて地方税法や地方交付税などの予算関連法も可決されました。政府予算は、社会保障・税の一体改革の名のもと、消費税増税を前提とし、社会保障の切り捨て予算となっております。

年金は、物価スライドを口実に、過去最大の削減となり、この4月からは後期高齢者医療と介護保険双方の保険料がともに大幅に値上げされることは周知のとおりであります。また、年少扶養控除廃止による住民税の増税が実施され、高齢者や子育て世代に負担を強いる厳しい予算となっているわけです。更に地方交付税は一般行政経費や給与関係経費などを削減して、社会保障関係費の自然増加分に充てようとしており、実質地方財政を厳しく押さえ込んでいるわけであります。

こうした国の地方財政動向にしたがった予算編成であり、予算内容を見ますと、職員の定数削減と給与の削減、また、一般経費においては住民の要望の強いLEDの補助金の削減など見られ、本予算案には賛成するわけにはいかないのです。いじょうです。

○委員長（渡邊秀俊） 他にありませんか。はい、本間委員。

○委員（本間輝男） 時代が非常に変化する中で、地方財政も苦しい中で、財政当局は歳入をきちんと見据えた中で財源の確保をしながら、さらに合併算定替えに向けて基金の積み増し等を十分に考慮しながら積極的な予算を組んだことに対して敬意を表します。歳出面においては、市民の目線でより豊かなサービスを提供するような積極的な予算編成であり、将来とも大仙市が子供を含め老人も含めた新しい大仙市を目指していくように積極的な予算編成と同時に、市民が豊かに暮らせるための予算であると思っております。職員の皆様方には定数、また職員減の中で、大変なニーズを背負うわけですが、市民を第1とする行政の姿勢を維持することを第1にして、24年度の予算執行に当たっていただくことをお願いするとともに、予算執行に関しては適切なる措置をいただけるようお願い申し上げ、賛成討論といたします。

○委員長（渡邊秀俊） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） なければ討論を終結します。

これより議案第63号を採決いたします。この採決は、挙手により行います。本件は、原案のとおり可決することに賛成の方は挙手願います。（5人中、挙手4人）

挙手多数であります。よって、本件は原案のとおり可決すべきものと決しました。

---

○委員長（渡邊秀俊） 次に、閉会中の継続審査・調査の申し出にかかる事件についてを議題といたします。お諮りいたします。所管事務にかかる閉会中の継続審査・調査に関する件について、お手元に配付しました事件のとおり、議長に対し、閉会中の継続審査・調査の申し出をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○委員長（渡邊秀俊） ご異議なしと認め、そのように決定いたします。

---

○委員長（渡邊秀俊） 以上で、当委員会に付託された事件の審査は全て終了いたしました。

これをもちまして、総務民生常任委員会を閉会いたします。

長時間にわたり、大変ご苦勞さまでした。

午後 3 時 5 1 分 閉会

委員会条例第29条第1項の規定により、ここに署名する。

平成24年 月 日

総務民生常任委員会委員長 渡 邊 秀 俊